令和４年３月定例会会議録

　令和４年豊郷町議会３月定例会は、令和４年３月７日豊郷町役場内に招集された。

　１、当日の出席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　１　番　　　　日比野　雄　二

　　　　　　　　　　　　　２　番　　　　辻　本　　　勇

　　　　　　　　　　　　　３　番　　　　中　島　政　幸

　　　　　　　　　　　　　４　番　　　　村　岸　善　一

　　　　　　　　　　　　　５　番　　　　前　田　広　幸

　　　　　　　　　　　　　６　番　　　　高　橋　直　子

　　　　　　　　　　　　　７　番　　　　西　澤　博　一

　　　　　　　　　　　　　８　番　　　　鈴　木　勉　市

　　　　　　　　　　　　　９　番　　　　西　澤　清　正

　　　　　　　　　　　　１０　番　　　　今　村　恵美子

　　　　　　　　　　　　１１　番　　　　河　合　　　勇

　２、当日の欠席議員は次のとおり

　　　　　　　　　　　　　　　な　　　　　し

　３、地方自治法第１２１条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

　　　　　　　　町長　　　　伊　藤　定　勉

　　　　　　　　教育長　　　　堤　　　清　司

　　　　　　　　総務課長　　　　山　田　裕　樹

　　　　　　　　企画振興課長　　　　清　水　純一郎

　　　　　　　　税務課長　　　　山　口　昌　和

　　　　　　　　保健福祉課長　　　　森　　　ちあき

　　　　　　　　医療保険課長　　　　西　山　喜代史

　　　　　　　　住民生活課長　　　　長谷川　勝　就

　　　　　　　　会計管理者　　　　小　西　直　美

　　　　　　　　人権政策課長　　　　西　山　逸　範

　　　　　　　　地域整備課長　　　　岡　村　浩　孝

　　　　　　　　産業振興課長　　　　山　田　篤　史

　　　　　　　　上下水道課長　　　　森　本　智　宏

　　　　　　　　教育次長　　　　馬　場　貞　子

　４、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

　　　　　　　　議会事務局長　　　　神　辺　　　功

　　　　　　　　書記　　　　田　中　宏　樹

　５、提案された議案は次のとおり

　　　　一般質問

河合議長　　皆さん、おはようございます。３月定例会を再開いたします。

　ただいまの出席議員は１１名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。本日の会議を開きます。

　（午前８時５６分）

　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、高橋直子議員、７番、西澤博一議員を指名いたします。

　日程第２、一般質問を行います。

　執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第５４条、第６１条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第１２９条を適用しなければならないことになりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は１人３０分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

　それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員　　議長。

河合議長　　中島議員。

中島議員　　それでは改めまして、おはようございます。一般質問に入らせていただきます。

　事業継続計画（ＢＣＰ）について、町長にお伺いいたします。ＢＣＰとは災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画、Ｂｕｓｉｎｅｓｓ　Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ　Ｐｌａｎｎｉｎｇのことです。このＢＣＰの目的は自然災害やテロ、システム障害など、危機的な状況に遭遇したときに損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し、早期復旧を図ることにあります。特に、日本では２０１１年の東日本大震災をきっかけにその重要性がますます注目されています。

　内閣府では２００５年公表の事業継続ガイドラインでＢＣＰ策定を強く推奨しています。この事業継続ガイドラインは２０１３年に改定され、滋賀県でも滋賀県版ＢＣＰモデルが策定されています。

　ＢＣＰが単なる災害対策と異なり、目的を事業の継続に明確において具体的な行動指針を示していることにあり、緊急時にも事業を途切れず継続し、途切れたとしても早期の復旧が期待されています。

　以下の点について見解を求めます。

　１、豊郷町業務継続計画の基本的な考え方は、２、計画の前提となる被害想定は、３、非常時優先業務の考え方は、４、業務継続体制の主要項目は。

　以上、お伺いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　おはようございます。

　中島議員の一般質問にお答えいたします。

　事業継続計画（ＢＣＰ）についてですが、大規模災害の発生により役場機能が低下する中にあって、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活への影響を最小限とするよう、迅速に対応業務を開始とともに最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り、早期に通常業務を復旧させることを目的としています。人、もの、情報及びライフラインなど利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時において優先すべき通常業務を特定するとともに、業務継続に必要な資源の確保や指揮命令系統の明確化などについて、必要な措置を講ずることにより、大規模災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的としています。

　２、計画の前提となる災害想定は防災計画の災害規模となります。

　３、非常時優先業務の考え方については、災害応急対応業務及び早期実施の必要な災害復旧・復興業務ならびに停止することにより住民生活や社会活動への影響が大きい通常業務、優先的通常業務を合わせた非常時優先業務を災害発生から３時間以内、２４時間以内、７２時間以内、１週間以内、２週間以内、１か月以内に区分して業務をします。

　業務継続体制の主要項目は、勤務時間内の発生は全員参集できますが、勤務時間外の発生については職員自身の家族の被災、交通の麻痺により参集が困難となり、業務対応の人員不足が想定されます。２４時間以内の職員参集率はおよそ５割と予想しております。

　主要項目は素早い人員の確保、意思決定、指揮命令が滞りなく行える体制の確保、素早く執務実施可能な庁舎執務室を確保、停電復旧までの業務に必要な電力確保、災害時に使用可能な通信手段の確保、重要データの保護及び情報システム被害軽減、早期復旧、不快でないトイレ空間の確保、救援物資が届くまでに不自由がない程度の物資確保、業務に支障をきたさない程度の燃料、消耗品確保でございます。

　以上です。

中島議員　　議長。

河合議長　　はい。

中島議員　　再質問に入ります。

　豊郷町業務計画、令和２年度、３年まで読ませていただきました。そのとおりだと思います。ＢＣＰは策定することがゴールではなく、日々変化していって、また、分析した上で次の戦略に結びつけていく継続的な改善が重要とされています。

　２０２０年１月１５日は最初のコロナウイルスの感染者が確認されてから、令和２年３月に計画された、この豊郷町業務継続計画にＢＣＰの中でも感染症対策というのがあるんですけども、これが策定されていないと。

　短期的なものであれば、ここに付け加える必要はないという考え方に至っても仕方がないと思うんですが、これだけ３年半、４年にわたり、新型コロナウイルス感染症がある中、この中身を見させていただいたら、感染症対策が策定されていないということです。

　第２０８回国会における岸田内閣総理大臣の施政方針演説の中でも、ＢＣＰの計画の遂行はお願いされております。

　１月１９日に改定された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策方針においても、国民生活や国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者団体、ＢＣＰの点検を行った上で、欠勤者が多く発生した中でも業務を継続するなど、そのようなことが示されております。

　企業でいうと２０２０年度版、中小企業白書によると、ＢＣＰ策定済みの企業は全国で、大企業でも約３０％弱、中小企業で約１２％程度、ここ数年は中小企業の策定はほぼ横ばいみたいな数字が出ております。

　豊郷町は策定したＢＣＰ、可能な形でホームページなどに掲載して、積極的に公表する。ＢＣＰ滋賀県版モデルＵＲＬを貼りつけて、ＢＣＰの重要性を町内業者に呼びかけるというような努力をされてはどうかと思います。

　早急にＢＣＰ感染症対策を策定し、豊郷町業務継続計画の主要項目についてホームページなどに掲載し、必要と考えると思いますが、見解を求めます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　中島議員の再質問にお答えします。

　まず、豊郷町の事業継続計画ＢＣＰの中に新型コロナウイルスが入っていないのはという、まず質問にお答えいたします。

　実は、令和２年３月にちょっと策定できまして、令和３年度の途中から、この間、新型コロナウイルスの感染のＢＣＰも策定しなさいよという連絡がありまして、この令和４年の１月１４日にも新型コロナウイルスの感染症の業務継続に関する緊急点検ということで、国から通知が来ております。

　その中で、義務ではないんですけども、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう必ず取り組むことと言われております。なので、町としても取り組もうかと思ってはおりますが、想定規模をつくるのに、職員ではなかなか難しい面があって、なかなか費用もかかることですから、いろいろ近隣とかにも聞いたんですけども、なかなか今手が出せてない状況であるということでございます。

　しかし、そう言っていても、８月１４日の岩倉川の豪雨のときもそうでしたけども、そのときも初動マニュアルとかを見て、私たち、行動を行いましたが、そういうマニュアルがないと、やはりなかなかこう自分の思っているように行動をするのではなくて、マニュアルに沿って行動が皆さんの指揮系統がしっかりと伝わるということがございますので、そういうことも策定はしていかなければならないということは十分承知しております。

　あと、防災の件でホームページの掲載については、ずっとこれまで遅れておりまして、昨年ようやく備蓄を全て洗い出しまして、やっと整理がつきましたので、それをホームページに載せるようなことをやりました。今回もちょっとまた洗い出しをして、今回、こういう、今定めたもの、いろんなものあるんですけども、全然公表できておりませんので、それも一旦全部見直しまして、公表していきたいと思っております。

　以上です。

河合議長　　中島議員。再々質問ありますか。

中島議員　　はい。

河合議長　　中島議員。

中島議員　　再々質問に入ります。課長がおっしゃるとおり、基本があってイレギュラーに対応できるというところなので、早急に感染症対策を少し考えていただければと思います。

　今後、継続的な改善を行うことが重要と考えておられると思いますけれども、これを機に、この中でも見直さなければならないところもありますよね。例えば、庁舎も新しくなりましたので、これ古い、この中身を見ると、旧の庁舎のことを指してあるので、継続的に素早く直していかなければならないと。

　ＢＣＰに関しては、リスク例として、どのようなところで対応するかというのは、言われたとおり、地震とか台風、火災、災害、事件、事故、感染症にはインフルエンザも含めてですけど、コロナウイルスという形もありますので、これだけの長い間、はやっておりますので、あと、システム災害やサイバー攻撃、ないとは言えないところもありますので、しっかりと考えていただくと。洪水や地盤沈下など、立地における特異のリスクも検討していただければと思います。

　あとは、ホームページ、ＢＣＰのひな形というか、つくり方は滋賀県のホームページにも載っていますし、一部自治体のホームページにも載っております。行政だけが一生懸命頑張っても、災害時は全体、町のことですから、商工会含めてどのような形でそのようなＢＣＰのつくり方、考え方というのを共有していかなければならないと思いますけど、それも含めて、滋賀県版のＢＣＰのひな形をホームページに貼っつけて、また、勉強会なりをやっていただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　中島議員の再々質問にお答えいたします。

　まず、見直しについていろいろ助言いただきまして、ありがとうございます。確かに感染症とかいろいろ思っていたんですけど、サイバー攻撃まではちょっと思いつけませんでしたので、その辺も含めて業者に相談させていただきたいと思います。

　あと、おっしゃるとおり、行政だけがＢＣＰを定めて動いてもあまり意味がありません。先ほど申されましたように、企業でも大企業ですと入札の関係とかいろんな社会的信用もありまして、たくさんの企業がＢＣＰを策定されております。

　なので、町内で目を向けると果たしてそうなのかというところは、確かにそのとおりだと思いますので、商工会の方にも企業内でＢＣＰをつくってもらうように案内させていただくとともに、滋賀県のひな形もいろいろ活用させていただければなと思っております。

　以上です。

河合議長　　次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員　　はい。

河合議長　　村岸議員。

村岸議員　　それでは、一般質問をさせていただきます。

　まず最初、町長、教育長に問います。

　防災対策についてを問います。今までにない昨年末からの大雪には町民の皆さんはじめ、委託業者さん、ないしは職員の皆さんには除雪に大変ご苦労をかけたことと思います。厚く感謝、この場を借りまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

　それによりまして、また、これから異常気象がどのようなことが起こるか分かりません。そこで、次のことを問いたいと思います。

　まず、１つ目、防災計画の中には雪害というのはありませんので、これはどのような位置づけにされているのか、その点を１つお聞きしたいのと、２つ目、大雪警報が発令されたら、学校はどのような対応をされるのか、それもお答え願います。３つ目、大雪警報が発令されたら、消防団員はどのように位置づけになっておられるのか、それも問いたいと思います。というのは、大雨とか台風とかいうんだったら待機をされておりますが、大雪警報となると、そういうのが多分ないと思いますので、どのような位置づけになっているのかそれもお聞きしたいと思います。

　それと、昨年からの大雪によって被害に遭われた家屋が、どれだけおられるのか、町として把握されているのか、それもお聞きしたいと思います。

　それと、昨年の大雪によって一般の家庭から町に対して除雪をお願いしたいというような応援要請があったのか、それをお聞きしたいと思います。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　村岸議員の防災対策を問うの①と③を総務課、私からお答えいたします。

　今回の大雪には住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。また、地域整備課では、連日苦情が殺到し、それを耐え忍んで除雪の指揮を執っていただきました。

　①の防災計画で災害はどのような位置づけにあるのかについては、第５２ページの第２部災害予防計画第４章雪害要望対策に記載されています。１、除雪計画の策定、２、町内主要道路の除雪体制の強化、３、広報及び連絡、４、消防本部の応援体制となっております。

　次に、③の大雪警報の発令を消防団はどのように捉えているのかについては、地域防災計画では消防団との連携というのはありません。この件で消防団長にも問いを行いましたが、要請があれば出動を考えるが、果たして役に立てるかどうか分からないということでした。

　あと、今まで消防団に出動いただいたという記録はございません。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　村岸議員の防災対策を問うのご質問のうち、教育委員会からは②の大雪警報が発令されたら学校はどのような措置をするのかについてお答えをさせていただきます。

　大雪警報が発令された場合は、原則として臨時休業はしておりませんが、子どもたちの安全を確保するため、降雪状況や近隣市町と措置対応について連携を図りながら、臨時休業の措置を取ることもございます。

　以上です。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　それでは、私の方から村岸議員の防災対策を問うの４番、５番についてご説明申し上げます。

　４番の被害に遭われた家屋については、今回の雪によって罹災証明書等を発行したものは家屋５件、カーポート３件でありました。また、余談ですけれども、農協豊郷支店に保険の問合せの数をお聞きしたところ、豊郷町内で被害の大小はあるものの８０件ちょっとあったということを聞いております。

　５番の応援要請についてですが、家の前やこの路線を除雪してもらいたいなどの電話は多数受けております。１２月２７日、２８日の２日間は電話が鳴り続けておりまして、当課だけでは対応することができず、総務課や隣の課でも対応していただいたところでございます。苦情の数については把握しておりませんけれども、１時間２０件あったとしても２日間で３００件ぐらいはあったかと思っております。

　また、除雪したら除雪したで、その後、除雪した雪をどけていただきたいというような電話も多数ありました。

　以上です。

河合議長　　村岸議員、再質問ありますか。

村岸議員　　はい。

河合議長　　村岸議員。

村岸議員　　それでは、再質問をいたします。

　今回の雪は、全然、今まで経験したことのないような大雪でしたので、町民の皆さんも皆苦労されたと思います。その中において、学校の方も一応休み期間中であったので、そのような対応はされなかったと思うんやけども、もしも、大体、４０センチ降れば、その生徒の親さんには連絡するとか、そういう方法を取られるのか、また、先日も警察の方へ行って聞きましたら、たまたま休みやったので何もなく終わったけども、交通事故が町内で１４件発生しとると。雪のために１４件発生しましたということを聞きました。彦根署管内やったらもっとありますねんけども、特に、町内だけを見ると１４件あったと。それが、擦れ違えさまの衝突といいますか、接触事故が多かったと。というのは、除雪で道幅が狭くなっているためにその事故が多かったやろうと。それと追突事故、出会い頭の事故等があったということを聞いております。

　それで、警察の方も言っていましたけども、これがもし通学時間帯になれば、恐らく子どもも巻き込まれる可能性もあったやろうと。たまたま休み期間中やったためになかったということです。警察の方も、それは言っておりました。

　ですから、除雪も、車道を空けるのは大事ですねんけども、やはり子どもの安全という面からも、歩道に、車道をどけると歩道に全部雪がいきますので、なかなか歩道を空けるということは困難と思いますけども、何とか子どもの安全のためにもその道を確保するような方法を考えていただきたいと思います。

　それと、消防団、年末に各字回られて激励されておりましたんですねんけども、確かに激励されてご苦労さんです、今晩、よろしくお願いしますという言葉をかけていただきました。それはそれで結構なんですけども、その中の一言に、やはり、消火栓の確保だけでもちょっとよろしくお願いしますとか、そういう言葉をかけてもらいたかったと。消防団幹部の方が回ってこられて、町の幹部の方も一緒に乗ってこられたときに、ご苦労さんですと、よろしくお願いしますと、その一言で終わるやなしに、もう一言、そこに何かを、言葉をつけていただければもう少しよかったんじゃないかなと思いましたので、今後ともそのときにはよろしくお願いしたいと思います。

　それと、今、罹災証明等を申されたと、農協の方も８０件ほど、保険の申請があったというのは聞いています。私も聞いております。ＪＡ東びわこ管内で約１,７００件ほどあったと、保険の申込みが。それは農協だけでありますので、その他の保険会社も多分申込みされていると思いますので、町としては災害に遭われた方に何らかの手を差し伸べるというようなことはできないのか、いろんな、何と申しますか、今までのリフォームの補助金が出ておりますけども、それらを利用してもらうような方法、リフォームといえば、多分恐らくもう使っておられる方もあると思いますのやけども、それを、やはりそういう災害があったときには、もう一度使えるような方法を考えられないものか、それをお聞きしたいのと、各字には、何と言いますか、要援護者の方を申請されていると思うねんけども、各字で、その方の家は区長さんなりが把握しておられると思います。民生委員さん方も把握しておられておりますが、そのときの除雪、そういうときの応援、除雪等は各字でやるのか、それは各字でできない場合は町の方に要請があれば手伝ってあげてもらえるのか、その点をお聞きしたいと思います。

　それともう１点、大雪になりますと、消火栓の位置が分かりません。彦根市の消防の方に聞きますと、あんだけなると、どうしても分からんので、金属探知機等を使っているようなことも言っておりましたし、彦根市の場合には消火栓の位置は看板で知らせております。町の方は防火水槽等は看板で知らせてあるが、消火栓の位置は全く分かりませんので、例えば、消火栓ボックスにここから左何メートルとかいう位置をできるような方法とか、消火栓の位置を分かるようにできないものか、その点もお聞きしたいと思います。

　以上です。

教育長　　議長。

河合議長　　堤教育長。

教育長　　村岸議員の再質問にお答えいたします。

　先ほども言われましたように、たまたま今回、年末、冬季休業に入っておりましたので、私たちもほっとしているんですけど、いや、これがもし開業期間中だったらどうかということも当然話題になっております。

　そんな中で大雪に関して休業を取るということも中にはあります。どういうことかというと、県では午前７時の時点というのが非常に基準にしております。７時の時点で大雨、暴風、大雪等を含む、いわゆる特別警報、ご存じかと思います。または、暴風を含む警報が午前７時の時点で発令されている場合は、臨時休業の措置を取るということで、県下これが統一されております。

　年末のあの大雪に関しましては、県下、雪の降っている状況というのが北と南と全然違いますので、最終的には先ほどお答えさせてもらったように、地域の実情に応じて対応していくというのが最終的ではないかと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　村岸議員の再質問にお答えします。

　まず１つ、年末の夜警のときに消火栓の確保とか、ほかの一言お願いしますということですので、一度、幹部の方にその内容は伝えさせていただきます。

　あと、大雪のときに消火栓ボックスが分からない、消火栓が分からないので、消火栓ボックスなどに記入して分かるようにしたらいいのではないかという質問で、そのようなことも考えられますし、ある字ではもうその表示がされているところもあるようです。

　あと、ゼンリンに全ての消火栓の位置が落ちていますので、それである程度の、ある程度というか、位置が分かりますので、今はそれで対応できるかなと考えております。

　以上です。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　村岸議員の再質問にお答えいたします。

　災害時のリフォームの補助金等の措置はないのかという話ですけれども、今回のような大雪についてはあまり想定をしておりませんので、今後、リフォーム等の補助金について災害時の取組等については検討していきたいなというふうに思います。

　また、要援護者についての除雪なんですけれども、こちらについても、まだあまりこのような大雪のことについて想定しておりませんので、今後、関係課と相談してどうしていくかというのは決めていきたいなと思います。

　以上です。

河合議長　　村岸議員、再々質問ありますか。

村岸議員　　はい。

河合議長　　村岸議員。

村岸議員　　再々質問します。

　教育長に、今、特別警報、県下に出たら特別警報になれば一斉になるという話でしたけども、この特別警報いうのは滋賀県県下一斉にならんことには特別警報は出ないということですので、その地域、地域によって判断するということでしたが、例えば、例えばですよ、この雪が、この雪やったらどういう考えを持っておられたか。休みやさかい、まあ、ええわと、そんなこと考えんでもええやろうなと思ってはったか分からんけども、例えば、それが学校が始まったときやったら、この雪をどのように捉えられたか。多分、難しいと思うんやけども、実際にもう４０センチにもなったら、この間の雪で米原は臨時休校とか、そういうのをされましたわね。豊郷の場合はなかなかそこまでないと思うんやけども、もし４０センチも積もった場合にやったら、教育長としてはどういう考えを持っておられたか。

　これはもう絶対何とかみんな集めて協議せんとあかんという考えか、まあまあ、ええやろうという考えでおられたかね、その場に直面されていませんでしたので、なかなか難しいと思うんやけども、よしんば、あれが学校が始まったときやったら、どういう考えを持っておられたか。何センチやさかいにええやろうと、４０センチやったらもうせんとあかんやろうかとか、そういう考えは持っておられたのかを聞きたいのが１点、それ、教育長の方にはそれをお願いしたい。

　今、地域整備課の方ではいろんなことを考えてくだはると思うんやけども、今後もそういうことはあり得ると思うんや。雪害というやつは多分出てくる可能性も十分にあると思います。それで、やはり町として何らかの手助けをしてやるような考えを持っていただきたい。

　それと、大雪で全部側溝の方に雪がどけております。側溝と道との境が分からない。そのために、車が、今申しました、警察が言うている台数以上に側溝に落ちている車は多数あったということです。

　それで、仮に人が歩いていたら、側溝と道は分かりません。区別は分かりませんので、そのときの対応はどうするのか。もし、側溝に落ちてけがでもされたら誰が補償するのか。

　その雪のときに、側溝に、町道のとこの側溝に落ちてけがされたと。その場合はもう不注意で、本人の自己責任という形になるのか、そこに何か目印でもあればよかったんやけど、ないためにこれは町の責任ですよと言われる可能性もあると思います。

　その点、もしそれら人身事故でもあれば、どういうふうに考えておられるのか、それもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

　以上です。

教育長　　議長。

河合議長　　堤教育長。

教育長　　村岸議員さんの再々質問にお答えいたします。

　この前の状況であれば、教育長としてはどう判断しているかという、そういうご意見だと思うんですけれど、降雪４０センチにもし朝なったとしても、それから増えるのか、それとも晴れて引いていくのか、そういった状況もあるかと思いますが、大雪の状態ということを想定していただいていいかと思います。

　私自身としては子どもがいかに安全に登校してくるかということが第１番であります。そのときに登校できる状態であるのかというとこら辺を考えなければいけないとまず思います。

　そしてまた、職員の確保ができるかどうかというとこら辺も非常に大きいかなということを思います。

　また、例えば、始業を遅らせるというそういうような判断もあるんですけど、始業を遅らせると、子どもがおうちの人が先に出られて、最後に家を出なければいけない、そういう状況になってくるときがあります。また、下校を早めるという措置につきましては、早めた場合、おうちの人がまだおられないということもあるかと思います。また、幼稚園バスについても幼稚園バスが運行できない状況もあるんかなということを思います。

　そういった意味ではトータル的に判断しなければいけない。しかし、最終的にはやっぱり７時の時点で、もしものときには流さなければ、放送、防災無線等でお知らせしなければいけないかな。そういった意味では県と同じで朝７時の状況というのは非常に大きいかなということを思っております。

　以上です。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　村岸議員の再々質問にお答えをいたします。

　除雪についてですけれども、一応、道路につきましては、車道ぎりぎりまで一応委託業者さんにはお願いをしていますので、何とか側溝等が、道路が見えるようなぐらいまで一生懸命頑張ってやっていただいているんですけども、今回のような大雪ですと、なかなかそういうのも、除雪した後にすぐにもう積もっていって隠れてしまうとか、そういうのもあって難しいのもあります。

　また、事故が起こった場合、どうなるのかということですけれども、これは事故もどのような感じで起こったかというのもいろいろあると思いますので、それぞれに応じて弁護士さんと相談することになるとか、なってくるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

河合議長　　次に、鈴木勉一君の質問を許します。

鈴木議員　　はい、議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　それでは、一般質問をさせていただきます。

　まず、新年度の国保税はどうなったのかからお伺いをいたします。

　１２月議会で、新年度の国保税の引下げを求めましたところ、基本的には据え置きを基準に、もし引き下げられるようであれば、一定引き下げる方向で検討していきたいとの回答でありましたが、新年度の国保税がどうなったのか明らかにしていただきたいと思います。

　２点目は、新ごみ処理施設建設について問います。新ごみ処理施設整備に合わせた１市４町でのごみ分別統一方針やごみ減量目標、また、ごみ減量目標達成などの各市町における施策を決定することを目標に、彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画素案が策定されましたが、次の点について問います。

　１つ、豊郷町一般廃棄物処理基本計画をいつ、どのように決定をするのか。

　２つ、豊郷町のごみは増加傾向にあるとされていますが、その要因についてどう考えられているのか。

　３つ目、新ごみ処理施設の１日のごみ処理量規模が１４７トンとされていますが、その計算根拠を明らかにされたい。

　４つ目、減量目標で定められた１５％の削減をどのようにして実現をしていくのか、明らかにしていただきたいと思います。

　３点目、再び悪臭公害について問います。この問題については、２０２０年の３月議会で質問をいたしましたが、今後の会社の体制、対策について話を聞いて、改善に向けて取り組んでいくように準備を進めているとの回答でありました。その後、一時、悪臭は収まりましたが、最近、またひどくなっています。

　そこで、次の点について明らかにされたい。１つ、悪臭の発生源はどこなのか、２つ、どのような対応をしたのか、３つ、これからどのような指導をするのか、明らかにしていただきたいと思います。

　次に、バンガローの跡地利用について問います。バンガローの跡地利用については、これまで議会で何度も質問し、何度も議論をしてきましたが、現状がどうなっているのか説明を求めるものです。

　最後に、大雪や台風などの自然災害に備えた対策について問います。最近の異常気象で様々な自然災害が発生し、私たちの生活に影響を与えています。年末からの大雪では、瓦や樋、カーポートなどの被害を受けた家屋が多くありましたが、このような自然災害に備えて、例えばですが、リフォーム事業に災害枠を設けるなどの災害に備えた具体的な対策を行ってはどうかと思いますが、回答を求めます。

　以上です。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　鈴木勉一議員の新年度の国保税はどうなったのかのご質問にお答えいたします。

　先日、３月４日に上程しております議第６号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案にもありますとおり、来年度の国民健康保険税は標準保険料と現行税率の差分を引き下げるとともに、国民健康保険運用基金を活用して引下げの方を行っております。なお、引下げ幅につきましては、現行税率から標準保険料までの引下げで１人当たり２,９３７円、国民健康保険運用基金活用分で１人当たり２,４５８円、合わせて１人当たり５,３９５円の引下げとなっております。

　なお、こちらの引下げ分に関しましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を全て合わせて算出をしております。また、資産割も併せて廃止し、４方式から３方式へと移行しております。

　以上です。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　それでは、鈴木議員の新ごみ処理施設建設について問うについてお答えさせていただきます。

　１番目の豊郷町一般廃棄物処理計画、いつ、どのように決定するのかということですけども、先般、１月１７日から２月１５日まで、彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画案についてパブリックコメントが実施されまして、各市町の住民から意見が寄せられました。住民の意見が寄せられた多くの意見につきまして、湖東定住自立圏の市町の担当者が集まりまして、対応を協議し、基本計画についての方向性を確認いたしました。

　現在、コンサルが意見の整理及び計画の文言等の修正を行っていますので、そのデータを受け取った後に各市町の市長決裁により計画が決定する運びとなります。

　２番目の豊郷町のごみは増加傾向にあるとされているが、その原因は何かということでございますけども、要因といたしましては、核家族化により世帯数が増えたこと、コロナ禍にということで外食をしなくなり、自宅で食事をするようになったこと、デリバリーによる容器包装ごみが増えたこと、買物にも出かけずにネット通販での買物が増えたことに伴う段ボールや梱包に伴うごみが増えたこと、そして終活に伴う家の中の整理をして、粗大ごみ等が増えたことが原因と考えられます。

　３番目の新ごみ処理施設の１日のごみ処理量は１４７トンとされているが、計算根拠を明らかにされたいということでございまして、熱回収施設の規模１４７トンは令和元年１０月に策定しました彦根愛知犬上地域ごみ処理施設整備基本計画における容器包装プラスチックを焼却して熱回収する場合の施設規模であります。

　パブリックコメントの募集期間の終了しました彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画では、令和１１年度の供用開始を目指す新ごみ施設におきましては、当圏域で排出される容器包装プラスチック及びその他プラスチックを分別資源化する方針が示されていることから、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画における熱回収施設の規模では１４４トンとなります。

　彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画での熱回収施設規模の設定は、ごみ処理基本計画策定指針に基づきまして、平成２８年度の廃棄物実績を最新とした過去５年間の実績値からトレンド法により試算した１日当たりの燃やすごみ量の推計値に対し、各市町の総合戦略人口ビジョンの将来人口値を乗じて算出されております。

　ただし、熱回収施設の規模は、平成２８年度の１人１日当たりの燃やすごみ量から５％削減することを目標として設定しております。

　また、国の方は東日本大震災を教訓といたしまして、今後の廃棄物処理施設整備の在り方について、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持し、代替性、多重性を確保しておくことが重要であることを示していることから、新ごみ処理施設の熱回収施設においては、通常の廃棄物処理量の１０％に当たる量を災害時の廃棄物を処理できる余力として加えた施設としております。

　４番目の、減量目標の１５％削減をどのように実現していくのかということでございますけども、これにつきましては徹底した生ごみの水切り、ひと絞り運動ですね。そして生ごみ堆肥化事業の推進拡大、広報やホームページによるマイバック持参運動、食品ロスや過剰包装お断りなど、住民への啓発を進めてまいります。

　そして、令和１１年度から彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設の稼働に合わせ、プラスチックごみの分別収集がスムーズに行えるように、関係市町と共に協議を重ねてまいります。

　また、廃棄物減量推進協議会でごみ減量に向けた取組の方を協議してまいりたいと考えております。

　以上です。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の再び悪臭公害について問うのご質問にお答えいたします。

　①の悪臭の発生源はどこかということですが、ご承知のとおり、八町地先には道路を隔てて２軒の牧場があります。両方の牧場から牧場特有の臭いはします。

　②のどのような対応をしたのかについてですが、２年前は牧場内に堆積していた堆肥を外部へ搬出し、その後は場内で完熟堆肥を作り、近隣への農地への散布をしております。

　③のこれからどのような指導をするのかという点についてですが、今までにも伝えてきたように、場内の清掃をしっかりと行い、場内に堆肥をためないよう計画的に農地へ堆肥を散布するよう指導していきたいと思います。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　それでは、鈴木議員のバンガローの跡地利用はどうなったのかについてお答えをいたします。

　バンガロー跡地につきましては、これまで多くの議員の皆様、また、中学生議会の議員の方々にもどうなっているのか、今後の利活用はどうするのかなど、いろいろとご心配をおかけしましたが、現状につきましては、令和２年９月議会前の全員協議会でもご説明させていただきましたように、令和２年度に基本設計を取りまとめ、令和３年度に実施設計を行っております。

　そして、令和４年度当初予算におきまして、工事費を計上しております。

　以上です。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　鈴木議員の大雪や台風などの自然災害に備えた対策をについてご説明申し上げます。

　昨年８月に起きました大雨や昨年末の大雪と、災害が少ない当町においてもあまり経験がないようなことが起こっております。

　議員の提案いただきましたリフォーム補助金事業の災害枠についてですが、まず、県に滋賀県被災者生活再建支援事業補助金というものがございます。その基準に当てはまらないものを考えていきたいなというふうに思います。例えば現在のリフォーム補助金事業は、家屋に対し１回のみのものですけれども、災害については補助金を受けたことがある家屋についても利用できるようにするとか、緊急性があるので町外業者が契約したものでも利用できるようにするなど考えられますが、建物共済等の保険に入っており、保険を使われた場合はどうするのかや、罹災証明書が必要か、リフォーム補助金は居宅のみだが倉庫等も対象にするのかなど課題も多数ありますので、他町の補助制度を確認するなどして実施できるかも踏まえて検討していきたいなというふうに思っております。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再質問ありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　まず、最初の国保税の問題ですが、新年度は合計で５,３９５円ですか、引き下げられるという回答でありました。コロナ禍の中で町民の暮らしと生活が本当に厳しい中、また、この春から身近な生活必需品の値上がりが続いています中で、国保税が５,３９５円引き下げられるということについては、町民にとっては非常に朗報だと思い、私も歓迎をしたいというふうに思います。

　また、資産割の廃止も条例案で提案されているということでした。これまで、資産割の廃止をずっと求めてまいりました。資産割は土地や家屋を持っている加入世帯に税金が課せられるという制度で、資産割の廃止を求めてきた大きな理由は、１つは、固定資産税と重複課税になるのではないかというのが１つ。２つ目は、所得がない人にも課税が、土地や家屋を持っているということで課税されますから、所得が低くても。低所得者層の負担増になっているのではないかということなどから、この資産割の廃止を求めてまいりました。

　県下でもうほぼ資産割をやっているところないんですが、これも廃止をされるということでしたので、歓迎をしたいと思います。

　より一層の決断といいますか、施策の進展をお願いしたいのは、子どもの均等割です。国は今年から子どもに係る均等割について、未就学児の５割軽減を実施します。１２月議会でも言いましたが、７割軽減の世帯なら残り３割の半分、１.５割が減額になることから、実際は８.５割軽減で負担が１.５割で済むと、こういう制度になるわけです。

　その際、１２月議会で国保世帯全てで未就学児が何人いるのか、そのうち軽減世帯で何人なのかを質問させていただきましたが、未就学児は５８人と。そのうち軽減世帯が３９人、軽減なしの世帯が１９人という回答だったと思います。これは１２月議会でもお願いをしておいたんですが、求めたのですが、軽減世帯、あと残り、例えば、７割軽減の方は１.５割負担で済むわけですが、これらの軽減世帯には国の制度に上乗せをして、軽減がない世帯には町独自で軽減措置をして、実質、子どもの均等割を廃止する、そういう制度をつくられたらどうかと。予算的には１００万もそんなにかからないと、これぐらいの制度やと思います。

　１２月議会の回答は横出しが禁じられているというか、横出しは認められていないので考えていないということの答弁だったと思いますが、再度、あと残された子どもの均等割の廃止について、町独自のそういう制度をお考えいただきたいと思いますが、回答を求めます。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

　子どもの均等割の拡大で１２月の答弁以降というお話でしたけども、繰り返しの答弁にはなるんですけども、今回の未就学児の均等割の軽減制度の導入につきましては、国民健康保険法に基づきます法定事項で実施しておりますので、その分、厚生労働省の方からも説明がありましたとおり、上乗せ横出しは認められないと、現時点でも回答の方をされておりますので、今のところ、実施の予定の方はありません。

　特に、新たにさらに減免を行う場合につきましても、減免の取扱いについてはあくまでも個人の個別の担税能力に応じて決定されるものですので、画一的な減免基準を設けることは適当ではないというのは税法上の決まりとしてありますので、町単独での実施は現時点では考えておりません。

　繰り返しの答弁になりますけども、以上でございます。

河合議長　　鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員　　いや、次の質問に行きます。

河合議長　　次に行ってください。

鈴木議員　　次はごみの問題ですが、ここに３つの資料があります。１つは、先ほど説明がありましたこの基本計画、彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理計画の概要版です。本物は実際これぐらいごついやつですが、それも一応目を通しました。

　それから、２つ目が、その中の豊郷町一般廃棄物ごみ処理計画です。

　３つ目が１２月１２日に住民説明会がありまして、そのとき私も出席をさせていただいて、幾つか質問をいたしました。

　私に対する回答書をいただいているんですが、この３つを基にして質問をさせていただきたいと思います。

　１つは、どのように決定をするのかと。今、コンサルがまとめていてというお話でした。この基本計画の中にあるんですが、１市４町の現在の基本計画が更新時期にあると書いてあるんですね。うちの場合、いつが更新時期で、コンサルが何か統一して計画がされるみたいな、決定されるみたいな、これ、ちょっと違うんじゃないかと思う。各市町のそれぞれ更新時期があると書いてあるんです。だから、うちはいつが更新時期で、いつ、どのように決定するのか。これはこう書いていますので、それを明らかにしてください。

　うちの今のあれは、更新時期はいつか。コンサルが今まとめているというんですが、うちはどのようにして決めるんですかということをお聞きしています。

　それから、ごみ増量の原因についてよく分かる話でした。所帯数の増加とかコロナでデリバリーが増えたりとかいうのは、なるほどなというふうに思いましたんですが、それはこれからどう対策をしていくのか、質問したいと思います。

　１４７トンの計算根拠、先ほども平成２８年度とありまして、それから、焼却しない場合の百四十何トンだったということなので、もともと１４７トン、もう今存在しないんですが、まず新しい施設の１日の処理量、基本、規模の問題について質問いたします。

　住民説明会で、私はこの計画では処理能力は基本計画の１４７トン以下とするとされてたんです。それで、１４７トン以下というのはどういう意味なのかというふうに質問をいたしました。その回答がここにあるんですが、今、担当課長からも回答がありましたが、当初の基本計画がプラスチックを焼却し、熱回収していく場合の数字、１４７。２つ目が、これも今課長が言われました。算出根拠は平成２８年度を最新のごみ量の数値として、過去５年間のデータを基に令和９年時点での愛荘町が候補地のときに試算をしているものだという回答がありました。

　そこで、その算出根拠に基づいて、私も計算してみましたが、１４７トンから１４４トンぐらいで、ほぼよく似た数値になりました。この１４７トンはもともとプラスチックを焼却する場合の数値で、今、課長からも答弁ありましたが、分別統一委員会でプラスチックは分別するということになったわけですけども、前提がないんですね。

　ですが、ごみの減量が１５％で決定されました。１００歩譲ってこの１４７を基に計算しても、プラスチックを分別し、１５％なら、これだけでも１２２トンになるんです。これだけでも。

　しかし、この数値には大きなみそがあります。１つは、それは１４７トンの算出根拠である平成２４年度から平成２８年度のこの５年間というのは、ごみの量が比較的多い５年間なんです。グラフに出ます。

　平成２９年度以降はごみの量は減っているんです。以後、今、横ばいなんです。つまり、そういうことですから、この１５％減量は決まりましたが、この１５％減量は令和元年度の実績値を基に、減ったときを基に、１５％に計算されているんです。施設の規模の計算は、比較的規模が大きかった年度、５年間で計算をされてる。減量目標はごみが比較的減ってきた年度を基準にすると、こういう矛盾がある。

　そこで、もう一度計算をしました。処理規模を減量目標の実績値である令和元年度の１市４町のごみ量４万７,６７４トンを基準に、１５％の基準値である令和元年度と同じように、１日当たりのごみ量を計算してみますと、プラスチックを分別する場合、１５％で約１０９トンになるんです。

　結論は、今、広域組合から示されている１５％減量でも、ごみ処理場能力は１日当たり令和元年度の減量目標の基準値と同じところから出発しますと、１０９トンになるという数字が出てまいります。これは１４７トンのおおよそ３分の２になるんです。

　こういうことから見ると、私はいま一度、規模の見直しをするべきではないかと思うんです。検討するべきじゃないかと思うんですが、この点は副管理者である町長にお伺いをしておきたいと思います。

　次に、減量目標１５％です。ここにも大きなみそがあります。というのは、新ごみ処理施設の供用開始は令和１１年度なんです。減量目標１５％と聞けば、普通に考えれば、令和１１年度までに１５％減量目標になると、こういうふうに思いますが、この１５％の最終年度は令和１３年度なんです。供用開始になる令和１１年度までだと１２％にしかならないんです。

　この減量目標の設定は、湖東定住圏構想共生ビジョンの中にあるごみ処理広域化調整事業として進められたものだと思いますが、その設置要綱を見ますと、委員は、１市４町の担当部局員及び外部委員とありますから、課長が出席されていたんだと思うんですが、どのような議論でこれが令和１３年度までになったのか。合わないですよね。普通だったら供用開始だと思うんです。減量目標だけ１３年になっていると。

　それから、またこの要綱を見ますと、この告示は令和４年３月３１日限り、それの効力を失うということになっています。この会は解散になると読めるんですが、ちょっとその点、解散になるのかどうか明らかにしていただきたいと思います。

　次には、先ほど、減量目標の達成に向けてどうするのかとお聞きしましたが、とにもかくにも１５％の減量向けを掲げられています。本町の計画素案では、令和元年度の実績値、町民１人当たり１日のごみ排出量８８８グラムを令和１３年度には７６４グラムですとなっています。１人当たり１日１２４グラムの減量になるんです。これを年間のごみ量に換算しますと、１２４グラムに３６５日掛けて、人口を７,３００人と掛けて、おおよそ３０トン減量することになるんです。

　この計画を毎年１％ずつ減になっていますから、１３年まで言えば、毎年２.５トンぐらい減量をしていくということになるんですが、具体的に減量していく方策について、再度、説明を求めます。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　鈴木議員の再質問にお答えいたします。

　一般廃棄物のごみ処理基本計画ですけども、これ、各市町のものございまして、その上といいますか、それが合わさって彦愛犬ではできるということですけども、更新時期はまさにもう今この時期でございます。

　規模の１４７トンというのがありますけども、これが最初、私が言わせていただきましたプラスチックゴミも含まれた数字でございますけども、実際、１５％の減量を達成したとしての数字でございましたので、減量しない、今の状態でいきますと、確か１６７トンぐらいにと概要書に書いてあったと思うんです。

　それで、現在も容器包装プラスチックごみの方は完全に抜くということで、それで１４４トンですか、それになっていますけども、現在、まだ硬質プラスチックごみですね。豊郷町では今は燃やすごみなどにプラスチックとして今出しておりますけども、これのごみ量が今のところ分かりませんので、この数値を把握しましたら、もう若干でも１４４トンから規模的に下げれるかなということは聞いておりますし、組合議会でもそのような発言があったとお聞きしております。

　令和１３年度に１５％減量ということで、本来なら令和１１年度ですと１２.５％ということで、普通でしたら供用開始からということの数字が表に出てくると一番分かりやすいんですけども、ちょっとこの辺、はっきり私分からないんですけども、多分、１０年計画ぐらいで、今年、令和３年度ですので、今後１０年の計画を考えたときに１５％、１０年計画ということで１５％ということになったのかなとは思います。

　下の分別の委員会の方ですけども、これ担当者と各市町からの代表とかでありまして、私は一回もこれに参加したことはないんですけども、一応、このごみ処理の基本計画の目的がごみの分別の統一ということが目的でしたので、この３月に解散だとは思っております。

　あと、減量の方ですけども、先ほども述べさせていただきましたとおりに、これ、住民さんの助けがないと、このごみ減量の方は実現しませんので、広報やホームページ、そして、いろんな廃棄物減量推進協議会とかその辺で皆さんにも周知の方を徹底させていただきまして、お願いを求めていきたいなと思っております。

鈴木議員　　更新時期聞いてへん。書いてあるから、更新時期はいつで、いつ頃決定されるか、今聞いたよ。

住民生活課長　　この町長決裁がいただければ、もうそれで、この計画の方は確定するということでございます。

鈴木議員　　違うやん。更新時期になると書いてあるから、うちの町はいつが更新時期やと聞いたんや。聞いたやろう。

住民生活課長　　まさに、この３月いっぱいだと、認識の方をしております。ちょっとはっきりした時期ちょっと把握しておりません。すいません。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、一応、私の理解する範囲内の答弁になると思うんですが、答弁をさせていただきます。

　要するに、先ほど課長が説明しましたように、基本は令和元年度のごみ量に対して１５％削減ということです。豊郷町は燃やすごみが多くて、粗大ごみというか、そういうのは若干少ない。しかしながら、最近はたくさんちょっと出てきております。そういう形のものがございますので、いかにして燃やすごみの減量をしていくかというのが一番の課題であろうと思います。

　そういったことで、いかにして水切り、そして、容器の問題、そしてまた、どう言うんですか、買物の効率的な量的なもの等が含まれてくると思いますけれども、令和元年度でこれはもう１市４町での平均的なごみ量をどうやっていくかというのが基本となってくると思いますから、大体、１人当たり、燃やすごみとして６４１グラムほど。それをおっしゃったように、令和１３年に１５％減になるように。そして、令和１１年には１２.５％、そしてまた、先ほどお話しが、答弁があったように、燃やすごみは１３０トン、１日。それであと、１０％ほどで大体１４トンが災害ごみ。そこで、１１年度でそこまで、１２.５ぐらいでうまくやっぱり運転はできていくだろうと。しかし、最終はできるだけ、１５％したらそんでよいという問題ではないですけれども、そうしますと、１３年度で５４６グラム、１人当たり。それで、それぞれの、どう言うんですか、総合計画の人口を掛けて、それを３６５日、そして稼働日数を大体２８０日前後で済ますと、大体１３０トンぐらいになってくると思います。

　ぜひとも、これは議員おっしゃるように、１５％が、これではゴールじゃないですから、いかにして早く１５％、２０％になれば、それはもう、言うちゃ、この新ごみ処理施設からは１５％が一律で、８５％がごみの量において負担金が決まってきますので、いかに減量をしていったら負担金が少なくなるという形になりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　私たちが生活していく上でごみは出ますから、何らかのごみ処理施設は必要だと、それは思ってます。問題はね、議論をやっぱりすると。今でも幾つか明らかに町長の方から答弁いただきましたので、分かった点もあります。

　ただ、規模の問題で、例えば住民説明会でプラントメーカーに詳細な見積りを依頼してと聞いたけども、どのぐらいの規模を想定しているようなことをお聞きしたんです。

　回答が、施設規模をどれだけ小さくできるかは、これから各所で減量目標１５％、我々も聞いているがとこういうことなんです。何か人ごとみたいな答え。現状はまだ規模は確定しているものではなく、この後なんです。プラントメーカーには当初の最大規模で見積りをお願いしていると。最大規模でと、おかしな話なんですね。今、町長の答弁からも１４７トン、減量目標が達成した場合、これはもう崩れていることになりますから、それにもかかわらず最大の規模の見積りをするというのはどうも最初に結論ありきじゃないかというふうに指摘せざるを得ないですね。

　従来、２００億と説明されてきた額はあくまで施設費のみですから、これで用地買収費、用地造成費、軟弱地盤対策を含めていませんから、もう一体総額が幾らになるのか底が知れないというのが実情です。

　また、この説明会で軟弱地盤対策としてのサンドコンパクション工法に係る工法を検討中と聞いたが、どうなるかと質問しましたら、これ、組合からの回答だって、私はびっくりしたんですが、私ども組合は当初からサンドコンパクションパイル工法を検討しておりませんでしたと。こういうふうに書いてあるんですね、これね。これ、えっと思ったんですが、まあまあ、そういうことでした。

　つまり、私が申し上げたいのは、ごみ処理能力が住民が納得できるものかどうかと、これが一番大事なことだと思うんですね。数字のこともありますが、行政や住民、企業も本当にごみ問題に議論をして、ごみ減量に向けて努力をする中でこそ、理解が得られるのではないかと。

　その意味でいま一度、それで申し上げました。計画も立ち止まって検討をしていくべきじゃないかと思いますが、これは再度、町長、副管理者の町長に答弁を求めておきたいと思います。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、再々質問にお答えします。

　サンドコンパクション工法ですか、要するに砂で固めていくと。これはこういう方法があるということを私らは業者から聞いたという話で私らは聞いております。

　今現在、彦根市の焼却施設の問題、そしてまた、リバースセンターの施設の問題、いろいろ状況を勘案すると、やはり計画どおり進めていかなければならない。ただ、いかにして焼却の施設を小さくするか、１４４トン、私が確認したのは１４３トンにせいということで、そういうことを言うたで、それで確認できたと思ったんですけれども、まだ１４４と。

　災害ごみを１０、少し減らしたりとか、いろいろ研究して、そして、実際のところ、規模は一応決まるのは後でもよろしいですが、１４４トンで、それで、計画が決まって、価格が分かってくる。それと最終的にどこまで減量がそれぞれ努力していくか、そういうことで最終的な価格設定ができてくるんではないかなというふうに私は思います。

　これからまた、一から場所を検討して環境アセスからもろもろやってきたら、ますます今度は経費がかかってくるということも考えられますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長　　次の質問、行ってください。

鈴木議員　　議長、次、行きます。悪臭の問題ですけど、名前を挙げれば、赤城畜産さんなんですよね。か、大野牧場さん、この２つ、お答えあった。それが発生源はどちらなんですか。もう一度はっきりしてください。２つ施設があるという回答でしたので、発生源がその２つなのかどこなのか。

　それから、２年前の２０２０年、２年前じゃない、３月議会の発生源は赤城畜産だというふうに回答がありました。その近辺から同じ業者から出ているわけで、当然、対応は厳しくしなければなりません。

　３月議会の回答は、近々、群馬の社長等を呼んで、今後の体制対策について話を進めて改定に向けて取り組んでいくように準備を進めているということでしたが、これ、残念ながら結果としては改善されてないですね。この庁舎付近にも臭いますから、風の臭いになって、私の家でも臭いますから、具体的にどのような改善を求めたのか説明を求めます。

　また、同じ議会で悪臭防止法をご存じですかと質問をいたしましたところ、回答では知っておりましたとの回答でしたが、悪臭防止法に基づく中で畜産事業所から出される特定悪臭物質にはどんな種類の物質があるのか回答をお願いしたいと思います。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の再質問にお答えいたします。

　先ほど、発生源が八町地先に赤城畜産の所有の西川牧場と大野牧場がございます。両方、やはり牧場ですので臭いがしますけども、２年前は明らかにこの赤城畜産所有の牧場の中に糞尿が堆積しておりましたので、ここが発生源やったんですけど、今現在も、そこから臭いはしますけども、牧場２つありますので、その２つとも臭いの方はしております。

　そして、２年前、どのような改善方法を取ったのかということですけども、先ほど申し上げたとおり、まず赤城畜産の社長を呼んだ中で、どのような改善をするのかということで、まずは、以前あった西川牧場が経営していた元のこの当時の現状に戻すという約束で改善計画というのをいただきました。

　悪臭防止法の中の臭いということなんですが、畜産の臭いというのは、あまり糞からは臭いがしないので、一番臭いがするというのは、水分で、おしっこのアンモニア臭が臭いの発生源というふう言われております。

　まず、今、何か悪臭防止法のちょっと臭いの発生源をという名前ということやったんですけど、ちょっとそちらの方を把握しておりませんが、臭いの根本というのは、おしっこから出るアンモニア臭というふうに僕は聞いておりますというか、このように畜産農家の関係者の方からも聞いております。

　以上です。

河合議長　　再々質問、ありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　ちなみに、環境省のパンフレットを見ますと、悪臭防止法で２２の特定悪臭物質が指定されていまして、その中で、畜産事業所から出るものとして、１つはアンモニア、２つは硫化水素、３つがトリメチルアミン、４つ目がノルマル酪酸などが指定されている。

　本来ならば、これを悪臭で、臭気法でこれを測定して、どの物質なのか明らかにすべきだと思うんですが、そこまでは求めませんが、でも、今の回答だと、赤城畜産さんについては、以前の業者は西川さんが測定されていた状況の元に戻すという改善計画だったと。

　つまり、臭いは元のときはしなかったわけですから、今のようなね。しかし、現実はまた同じようなことが起こっているわけですから。私が求めておきたいのは、やはり、これはもう再発ですから厳しく対応すべきです。

　前回の質問の折、町長からは改善計画を見て、どのような判断をしていくのか、改善命令を出していくのか、しっかりと対応したいと、そういう回答をいただきました。これ、再発ですから、私はそういう指導だけじゃなし、今回は法に基づき、改善命令を出すということを求めたいと思いますが、いかがですか。

産業振興課長　　議長。

河合議長　　山田産業振興課長。

産業振興課長　　鈴木議員の再々質問にお答えします。

　今回、また、悪臭ということで、臭いの発生源になった問題につきましては、今年は雪が多くて、赤城畜産の方で農地の方に堆肥が散布できない状況がちょっと続いておりまして、そのおかげで今ちょっと畜舎内に堆肥が堆積しているというのも１つの原因となっております。

　そして、先ほど申し上げたように再発ですので、厳しい対応ということです。以前あったときからも、一応、注視しておりまして、毎月ぐらい堆肥の状況等について電話等で確認していた状況でございます。

　僕は産業振興課ですので、今、赤城畜産につきましては、やはり、健全な経営をしていただくことが、僕は目的だと思っておりますので、今後も、先ほど申し上げたように、臭いを発生させないためにはやはり場内の清掃、また堆肥の適正な管理と計画的な散布が必要かと思っておりますので、その点につきまして、今後も指導していきたいと思っております。

　以上です。

鈴木議員　　いや、ここは改善命令を出すかということを質問したんだ。

河合議長　　鈴木議員、次の質問に行ってください。

鈴木議員　　次、行きます。次はバンガローの跡地の問題ですが、予算に計上されているということでしたんですが、私の記憶が確かであれば、このバンガローの跡地については、４人ないし５人ぐらいの課長から説明を受けてきたと思うんですよ。指折り数えても４、５人の課長がおられます。その都度、何て言いますか、ここにも図面がありますが、こういう図面にしたいというような図面も見せていただきましたんですが、先ほど、当初予算に計上されているということでしたが、今までいっぱい説明がありましたので、一体、どういうものになったのかがまず分からないんです。

　まず、計上されているものはどういう形状のものなのか、どういうようになったのか、それの説明をお願いしたいというのが１つです。

　２つ目は、何回も質問してきたわけですが、２０１７年の９月議会でこの問題を質問した際に、この問題の本質は単にバンガローの解体跡地利用云々の問題ではなく、地方行政教育行政の根幹に関わる問題ではないのかと指摘をしたことがあります。具体的には、当時の教育委員会で決められた事項であるにもかかわらず実施をされない。

　２つ目には、一番早かったのが２０１４年４月ならびに２０１５年５月にも町の広報でやりますと約束していると。何年たってるんだという話なんです。

　３つ目には、今申し上げましたが、議会にも何度も説明があります。私、何度もしています。先ほど述べたとおり、町広報に最初に掲載されたのが２０１４年ですから、足かけ９年ぐらいになりますよね。バンガロー解体し、跡地を利用するというこの事業に、なぜ、これ、約９年、１０年近くもかかったのか説明をお願いしたいと思います。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

　先ほど答弁の中でもご説明させていただきましたように、議員おっしゃるように、これまで多くの議員の皆様、あるいは中学生議会の議員の皆さんにもバンガロー跡地はどうなっているんやというようなことでご心配をおかけしてきました。

　今現在、４年度の当初予算におきまして、計画しております工事の内容といたしましては、以前、全協の中でもご説明させていただきましたように、公園的なもの、憩いの場というようなもので計画をしております。

　具体的には、当然、グラウンドの整地工事と、あと、防球ネット等を設置したいと思っております。あと、あそこにはトイレもございますので、トイレのリフォーム等も考えております。

　以上です。

河合議長　　鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員　　もう１個、質問したい。再々質問でやりますが、先ほど言いましたけど、これ、まあ、言えば、そんなに事業の関わる、経過が関わる事業って率直に言って思わないんですよ。あそこ、バンガロー解体して、跡地を整備して、当時、教育長の答弁からは解体とセットでという、それも分かるんです。その当時の２０１７年のね。

　それでも、それが２０１７年ですやん。今、もう、何でそんなにかかったのかと。これ、率直に言えば、教育委員会と町部局との調整といいますか、そういう関係といいますか、そういうものが本当にうまくいっているんだろうかどうかという心配をせざるを得ないと思うんですが、その辺のところがどうだったのかね、教育長か町長からでもいいんですが、回答をお願いできたらと思います。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、再々質問にお答えします。

　長くかかったのは、やっぱり有効に使っていただこうといって、いろいろなご意見を聞いてきて、最終的に残ったのがドーム的と。あそこは高台ですから相当な強風に耐えるようにしなきゃならない。そしたら、億は優に超えてしまうと。そこまで投資してやるのかというところで、なかなか教育委員会の方でも、踏ん切れなかった。

　そしたら、もう一遍、一からやり直してということで、やっぱり時間がかかったわけで。全然、教育委員会と行政部会の方とがどうのこうのやありませんので。当初の皆さんがうまく有効に使っていただける広場に落ち着いたというのが現状でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長　　次の質問に行ってください。

鈴木議員　　議長。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　回答はこの県の何か、こういう場合の支援事業があるという回答でしたので、それらは利用できない場合にと言ってということでしたのですが、具体的にどういう支援事業があるのか、初めてお聞きしましたので、こういう場合。多賀町が何かこういう大雪でされたのかどうか、それがこの制度かどうかよく分からないんですが、何か多賀はやられているんですね、実施をされているんですよね。

　まず、ちょっとその点を教えてください。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　県の施策というのは、要するに、災害に遭ったときに対応するということで、県と町とが費用を出し合って対応すると。それにはやはり半壊以上、何か１つのレベルがあって、それ以下の方にはなかなか支援がないというのが実情でして、そこを何とかせないかんなということで町村会の中でちょっと議論はしてきたんですけど、まだきちっとまとまっておりません。

　それで、先ほども村岸議員さんの質問の中で答えたように、雪だけではありませんので、今までも風やら大雨においてもいろいろ被害があっても、それには町の支援とか全然しておりませんので、ただ、普通はもう保険に入っていただいて対応していただくというのが、これが一番のことですけれども、いろんな状況がありますので、やっぱり雪害も含めて一般的な災害のときに、どういう形の中で町の支援ができるか、それを今後ちょっと詰めていきたいなということで、課長が答弁したのです。今後ともまたよろしくお願いいたしたいと思います。

河合議長　　再々質問、ありますか。

鈴木議員　　はい。

河合議長　　鈴木議員。

鈴木議員　　今、議論をされているということなので、議論を進めていただきたいと思うんですが、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、私も知っているんですが、今年本当に雪がよく降りました。年末に来て、大雪で壊れた樋がまだそのままになっているところもありますし、今、町長からもあったように、私、この雪だけじゃなしに、昨年でしたか、一昨年の台風２１号、家の屋根が飛ばされたりという事案がたくさんありましたし。皆さんが皆さん、この保険に入っておられればいいんですが、なかなか保険に加入されていないという方もおられます。

　これらの自然災害に様々な備えを行政として準備をしておくというのが１つ大事なことではないかということで、例えば、リフォーム事業の中に災害枠を設けておいて、対応できる備えをしておいてはどうかと。これも議論の中でされているということなので、１つとして検討をしていただけないかということを提案しますが、回答をお願いいたします。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　鈴木議員の再々質問に答えをいたします。

　どういうふうにしていくかというようないろんな検討をしておるんですけども、他町を見てみますと見舞金みたいなもんを払っているような要綱もございますし、うちとこのようにリフォームでもしかしたら使えるかもしれないというようなこともありますので、自然災害に何かできるかとか、そういうのも総合的に考えて検討していきたいと思っております。以上です。

河合議長　　これより暫時休憩いたします。

　再開は、１０時５０分。

（午前１０時４０分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

河合議長　　それでは、再開をいたします。引き続きまして、一般質問をいたします。

　日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員　　議長。

河合議長　　日比野議員。

日比野議員　　それでは、質問いたします。一括質問で、再質問から一問一答でお願いします。

　まず１つ目ですけども、野外焼却防止のための草木の廃却処理費の助成を問うということで、これにつきましては、現在、野外焼却防止のため草木を業者の方へ持ち込んでおりますが、軽トラック１杯で３,０００円から５,０００円、トラック２トン車で１万円から１万５,０００円と、業者のフィーリングで金額が決まり、高いというイメージがあります。持ち込むのをやめ、野焼き、野外焼却へとつながり犯罪行為となります。町とか区の一斉清掃時は町の助成で無料で持ち込めるが、個人の場合は有料、高額となる。犯罪行為防止のためにも、町の助成を問う。

　２番目ですけども、コロナワクチンの３回目、また１２歳以下の計画を問うということで、政府の指針も出たことから、最新の本町の方針と完了予定日を問う。

　１つ目に、３回目の６５歳以上の完了予定日、２つ目、３回目の１８歳から６４歳の完了予定日、３つ目としましては、５歳から１２歳未満の最新の接種計画と完了予定日。

　３つ目ですけども、ふるさと納税の現状と将来展望を問うということで、現在、ふるさと納税は今後厳しくなると思われ、その要は返礼品にあると思われます。税収を増やすためにも今後の計画と将来展望を問う。

　１つ目、ふるさと納税の現状と将来計画、金額ですけども。２番目には、返礼品の現状と将来計画、アイテムですね。３番目には、ふるさと納税を増やすための具体的方策。

　以上について、質問をします。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　それでは、日比野議員の野外焼却防止のため、先の廃却処理費の助成を問うについてお答えさせていただきます。

　草木の処分につきましては、各字での一斉清掃で、区長さんから申請をいただきますと、甲良町の民間業者、シームウッドでの処分が無料となります。個人が草木を処分する方法としましては、大量に処分される場合には個人負担でシームウッドを利用される場合が多いかと思います。処分する量が少ない場合には５０センチ程度に裁断し、燃やすごみの指定袋に入れていただきまして、ごみ収集に出していただく方法もございます。

　また、燃やすごみ袋にたくさん草木が入ったときには、ごみステーションを利用されるほかの方に迷惑がかかりますので、リバースセンターへ直接持ち込んでいただきまして、出された重さに基づきまして、リバースセンターで手数料をお支払いいただく方法もございます。

　また、枝葉粉砕機購入事業費補助金もございますので、この制度を活用されまして、枝葉粉砕機を購入され、枝葉を細かくチップ化し、大地に還元いただく方法もございますので、ご利用いただけたらと思います。

　農業をされている場合には、政令で定める焼却防止の例外となる廃棄物の焼却ということで、野外焼却が認められており、田んぼや畑で燃やしていただき、肥料等としてご利用いただく方法もございますけども、これにつきましては、天候や風向きなどに注意いたしまして、近隣の方にご迷惑をかけないように配慮いただく必要がございます。

　幾つかの処分方法がございますので、現在のところ、助成については考えておりません。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、日比野議員のコロナワクチン接種の３回目、１２歳以下の計画を問うのご質問にお答えいたします。

　まず、１番目の３回目の６５歳以上の完了予定日及び２番目の１８歳から６４歳までの方の完了予定日についてですが、現在、厚生労働大臣の臨時の予防接種の指示の期間が令和４年９月３０日までとなっておりますことから、現時点での完了予定日は令和４年９月３０日としております。３番目の５歳から１２歳未満の接種計画ですけれども、現在、豊郷病院での個別接種開始に向けた最終調整を行っているところです。予定としましては、今月末から来月初旬までに開始できればと考えております。こちらも完了予定日につきましては、令和４年９月３０日となります。

　以上です。

企画振興課長　　議長。

河合議長　　清水企画振興課長。

企画振興課長　　それでは、１番、日比野議員のふるさと納税の現状と将来展望を問うのご質問についてお答えをします。

　１番目の現状と将来計画については、２月末現在で寄附額は４億５,０００万になり、前年比で５,０００万円増となっておりまして、着実に実績を伸ばしているところです。将来計画としては寄附額を伸ばすために豊郷のブランド力、認知を広げる必要があると思っておりますので、シティープロモーション活動を推進していきたいと思っております。

　２番目の返礼品の現状と将来計画についてですが、返礼品の主力は精肉関連となります。続いて、お米、スイーツ、みそ、酒などの加工品となっております。

　今後も魅力的な商品を開発していただけるよう、事業者のサポートを行っていきたいと思っております。

　３点目の増やすための具体的方策ですが、現在もインターネットや滋賀県人会の広報紙に広告などを行っておりまして、順調に増加をしておりますので、引き続き、積極的に展開をしていき、寄附者数、寄附金額を増やしていきたいと思っております。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

日比野議員　　ございます。

河合議長　　日比野議員。

日比野議員　　１番目の野外焼却につきまして、いろいろ今言っていただいてよく分かりましたんですけども、消費者の立場として、要するに個人がやったときに、シームウッドに持って行ったときに、軽トラックでも３,０００円から５,０００円って、いろいろと持ってて、フィーリングで何か決めるような状況みたいやという、私の経験と人から聞いた経験でそういうような感じになっておりますので、できれば、例えばキロ幾らとか立米幾らとか、そういうふうな具体的に消費者として分かるフィーリングで収めれるような格好にしていただいたら、よりよく野外焼却の方も減るかと思うんですけども、町としてそこら辺の検討は業者に対してどうかというところを問いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　日比野議員の再質問にお答えさせていただきます。

　シームウッドは民間の会社ですので、行政の方からなかなかそういうことは言えないんですけども、シームウッドははかりに載らないということで、見た目で、日比野議員が言われるとおり、料金の方、言われますので、利用者からあれっと思われる場合もあるかなと思いますけども、やはり計量器をつけますと、高額になりますし、あとの維持費の方もかかりますので、そのような意見があったということはちょっとシームウッドの方に申し伝えはさせていただきますけども、できる限り、豊郷町の補助制度や、またいろんなやり方もあるかなと思いますので、これからも広報等に載せていただきまして、周知の方をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長　　再々質問ありますか。

日比野議員　　いいえ。

河合議長　　次、行ってください。日比野議員。

日比野議員　　コロナワクチンの接種なんですけども、一応、いろいろと資料なんかも見て、大体分かったんですけども、ただ完了予定日が国の施策の９月３０日ということで、ぽんと切られるのは分かるんですけども、だから、今の豊郷町のこの計画でこの人数でやれば、大体、どんなもんぐらいになるかというその目安は、やはり行政としては当然持っとると思うので、これは弾力的に計画が変わってこうなってああなって、９月３０日までにやればいいという、その気持ちは分かりますけども、町として何もなく、順調にいったときには、もう９月３０日やなしに、もうこれやったらもう通常の人数からいけば、もう２月２６日から始まっとるんですから、もうこのままではもう普通でいって、７月とか８月とか、それから、１２歳以下の子どもも９月３０日と回答ございましたけども、これについても今も並行してこれやっておりますから、人数からして、大体、ここで終わるんだろうという回答いただければ幸いですけども、いかがでしょうか。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、日比野議員の再質問にお答えいたします。

　おおむね終わるということの時点をということですけれども、おおむね７月ぐらいには、こちら本町での１回目、２回目の集団接種の方が終えれるかなというふうには考えておりますが、ただ、２月、先日もですけども、先日１回目、２回目終えられた方もおられますので、この方々は当然９月末までは接種ができるということになるので、９月末を終了予定というふうにさせてもらっておりますので、その点ちょっとご留意いただければというふうに思っております。

　あと、小学生、１２歳未満の子どもさんの接種の完了予定ですけども、こちらにつきましても、今現在、予約の方も始めておりませんので、どの程度の子どもさんなり保護者さんがご要望されるかというのは分からない部分、当然ありますので、こちらも接種の方は開始をしても全く予約が入らないということもありますし、予約が殺到して９月末までかかるかもしれないという、今のところ不透明な状況がありますので、現時点では厚生労働大臣の指示の期間という９月３０日というふうに設定させてもらっておりますので、ご理解の方、よろしくお願いしたいと思います。

　以上です。

河合議長　　再々質問、ありますか。

日比野議員　　次に。

河合議長　　次の質問、はい、どうぞ。日比野議員。

日比野議員　　ふるさと納税について、いろいろ言っていただきましたんですけども、今年はたまたま４億５,０００万ほどあったということで、最高の数値になったんですけども、今後どうなるか分かりませんということと、あと、豊郷町のホームページを見ますと、１つ、ここでお聞きしたいのが、２０１５年の総計が５５件であったものが、２０１６年には２,３７５件、５６倍に増えております。私もよう分からんのですけども、これはどうして増えたかという質問と、今後のアイテムですけども、だから、いろいろやるということなんですけども、私のいろいろ見ている範囲では、やはり、米とか肉が主流かなと思うんですけども、やっぱりここでもう少し新しい突発的なアイテム、例えば、今の言う、ジエビ、イノシシとか鹿の肉とか、それから、昆虫を粉末にして、今、栄養がないいうことで、食糧危機に対して昆虫の食品等が今話題になっておりますけども、そこら辺含めてどうかという質問です。

　以上です。

企画振興課長　　議長。

河合議長　　清水企画振興課長。

企画振興課長　　それでは、日比野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

　過去に５６倍に伸びた理由というところですけれども、それはその年までは、本町もお礼の品としては今の肉とか米とかを用意することをしておらず、豊郷小学校旧校舎群の維持管理のために皆さんお力をお貸しくださいということで募集をしておりまして、お礼もキーホルダーというか、ストラップを送る程度でしかやっていなかったんですけども、近隣がそうやって、今の形をやっておられてどんどん集めておられるということで、返礼品等見直しまして、そこで一気に増えたという経緯がございます。

　あと、返礼品の米、肉以外のもろもろのご提案もいただきましたけれども、総務省の基準では、地元産品でないとあかんというルールがございますので、地元でそういうことをされる方が出てこられれば返礼品になるかもわかりませんけれども、今のところございませんので、なかなか難しいということでございます。

　以上です。

日比野議員　　議長、再々質問。

河合議長　　再々質問、はい、どうぞ。日比野議員。

日比野議員　　今、回答いただきましたけども、やはり本腰を入れてね、それなりに、要はふるさと納税の料金２,０００円引かれて、残りの３分の１を返礼するということですから、そこら辺から計算すればやっぱりちょっと努力したりとか、それとあとアイテムを業者任せいうかせずに、いわゆる業者、例えば、よその県でもここと契約してうちで製品を出すということになれば、それはもうその市町村の返礼品ですから、そりゃ、どうでもなることですので、そこら辺含めて、今後はやっぱり少なくなりますので、もうちょっとやっぱり人材確保していただいて、本腰を入れれば、ふるさと納税、これは貴重な税収です。よそによっては４０億とか５０億、１００億というところもありますので、町の予算が年間、私どもでしたら５０億そこそことしたら、５０億分のふるさと納税が賄われる、やり方によってはそういうことも考えられますので、何とか努力をお願いします。

　以上です。

河合議長　　答弁はよろしいんですか。

日比野議員　　よろしいです。

河合議長　　次に、高橋直子君の質問を許します。

高橋議員　　議長、６番。

河合議長　　高橋議員。

高橋議員　　それでは、一般質問をさせていただきます。

　町長、教育長に全てお聞きします。

　感染症対策に町を挙げての取組を。１２月議会では感染状況が落ち着いているから、情報共有の会議を持っていなかったとの答弁でしたので、オミクロン株感染拡大を予想して、今から対策を練っておくべきと提案しました。１月になって、残念ながら感染者が徐々に増え、崇徳保育園、豊郷小学校、豊日中学校では、自宅待機や学級閉鎖、学校閉鎖という事態となりました。国が成り行き任せとも表現される後手後手の施策を取る中で、町としては情報収集や対応策にご苦労いただいていることと思います。

　この間、感染抑止のための対策をどのように取ってこられたかについて、以下、質問と提案をしますので、見解をお示しください。

　１つ、総務課が相談窓口になっているとのことですが、町民からの不安の声にどう答えられましたか。

　２つ、いつの時点で、どのように濃厚接触者のＰＣＲ検査数を決めたのか。自宅待機措置、学級、学校閉鎖措置などを決定した経緯はいかがでしたか。子どもたちの心身のケアのために取っている対策はどうですか。それぞれ時系列で状況を説明してください。

　３つ目、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は、小学生の保護者だけに限定されている国策なので、中学生の保護者には適用されません。しかし、看護や見守り、感染抑止への協力のために休んだことに変わりはありません。中学生の保護者には町独自施策として支援を実施することを提案しますが、見解を求めます。

　４つ、ワクチン接種を希望する高齢者や障害者には会場までの交通手段がない場合、デマンド車やタクシーの利用を進め、料金を支援して接種者を増やす工夫をしてはいかがでしょうか。見解を求めます。例として、東近江市は実施していると聞いています。

　学童保育を本来あるべき姿に。昨年、滋賀県青少年局は全県下の学童保育支援員等を対象にアンケートを実施し、まとめたものを県のホームページに掲載しています。このことから、本町においても反映できるものがあれば取り組むべきと思いますので、以下のことについて質問します。

　１つ、このアンケート結果をどのように受け止められましたか。見解を求めます。施設の敷地面積や待遇改善などに主眼を置いてお答えください。

　２つ目、専用施設で家庭的な雰囲気の中で開設をしているほかの自治体の状況をどう受け止めていますか。

　３つ目、そもそもプレイルームの設置目的に違反していませんか。プレイルームは空き教室ではありません。プレイルームでの保育に無理があると考えませんか。

　４つ目、甲良町、多賀町、日野町、これは私が実際に見学をさせていただいた市町村の名前を書いております。学校から遠くない場所に専用施設を建て、家庭的要素を備えた保育施設へと方針転換を考えませんか。写真を添付させていただきました。子どもたちのやっぱり顔とかが写っているのは、そこに載せるわけにいかなかったので、私、手元にたくさん写真を撮ってきたのを持っています。ぜひご覧いただきたいなと思います。

　そして、５つ目、来年度の学童保育に待機児童は生じていますか。生じている場合、その背景と対応策を示してください。

　豊かな保育のために人的・物的環境整備を。日栄のさと内の愛里保育園は複合化を無理に行ったがために狭い保育施設となっています。中庭の遊具を使う遊びも戸外遊びも限定的とならざるを得ません。日常保育において思い切って体を動かす遊びをやりにくいと思うのですが、以下の点について見解を求めます。

　愛里保育園の教室を増やす計画、これ、再三要望をしています。私以外の過去の同僚議員の時代から続いています。例えば、お風呂場の改修などの進捗状況はどうですか。

　２つ目、民間保育園の保育士確保として、保育士等人材紹介料支援事業補助金を使って人材派遣業者経由でしのいでおられますが、実績として年度別に何人がどのような期間働かれたのか。また、引き続き働きたいと雇用期間を延長したケースがありましたか。

　３つ目、小さい子どもたちにとっては、慣れ親しんだ先生が多い方が安定して過ごせるわけですが、幼稚園、保育園の離職状況はいかがですか。また、改善に向けての取組はいかがですか。

　４つ目、２０２１年度に町から入所不承諾通知を受け取られた方々は、その後、どのように過ごされていたのかの把握状況はいかがですか。例えば、育児休暇延長をしたとか、ほかの自治体の園に入れざるを得なかったとか、職場内の保育所への入所にしたとか、町内保育園への途中入所、最悪の人は仕事を断念したなどの状況を具体的に月日と件数で示してください。

　５つ目です。他業種に比べて１０万円低いと言われている保育士の給料です。生涯通しての職業として、保育の仕事が選ばれるように思い切った処遇改善を図ってはどうかと考えますが、町の見解を求めます。

　ＩＴ機器の扱いに困っておられる方々への支援策は。園や学校からの保護者への連絡や写真申込みも今やメールで行われる時代となっています。オンライン授業も本格的に実施されています。また、今後、電子回覧板も導入する状況にあります。そうした中で機器の扱いに慣れなくて困惑している方々もおられました。実際に私も相談を受けています。そのような方がおられることから、取り扱えるように寄り添って説明をしたり、手順を実技指導するなどの対策も必要と考えますが、町の見解を求めます。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員のご質問にお答えいたします。

　感染症対策に町を挙げての取組の①の総務課が窓口になっているとのことですが、町民からの不安の声にどう答えたのかについてお答えします。

　オミクロン株の第６波の感染者数は過去最高の人数を更新していきましたが、町民の方からは濃厚接触者が遊びに出ていてもいいのかという苦情の電話が２件ありました。町長には直接、家庭内で感染者が出たので自宅療養ではなく入院するよう保健所に申入れしてほしいという電話がありました。滋賀県では賛否ありますが、まん延防止の措置も適用されていない状況です。検査キットの不足など不安はあろうかと思いますが、第５波の状況に比べ、薬局での検査ができるなど拡充されております。

　以上です。

保健福祉課長　　議長。

河合議長　　森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長　　私の方からは④の接種者を増やす工夫についてお答えをさせていただきます。

　昨年より実施しています新型コロナワクチン接種において、それぞれ自家用車にて来場された方、すまいるたうんばすを利用されて来場された方、介護・障害のヘルパーを利用して来場された方、ご近所の方と乗り合わせで来場された方、タクシーを利用して来場された方等、様々な交通手段を用いて来場されたと聞いております。また、本町は県内で最も面積が狭く、加えて集団接種会場も１か所であることから、交通の便が悪いといった認識はございません。現在は、既に追加接種が始まっておりまして、来庁が困難なため接種ができないとの相談も現時点では受けておりません。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　それでは、私の方からは、まず１つ目の感染症対策に町を挙げての取組の中の②と③についてお答えをさせていただきます。

　まず、②のいつの時点で濃厚接触者のＰＣＲ検査数を決定したのかにつきましては、基本、陽性者が出た時点で校医と相談をし、濃厚接触者及び検査の有無、検査範囲について協議をし、決定をいたしております。

　次に、学校閉鎖措置等を行った経緯について、時系列で説明をさせていただきます。

　まず１つ目、１月２１日金曜日から実施をいたしました豊日中学校の自宅待機措置について、ご説明をさせていただきます。

　１月２０日、１名の陽性者が判明し、給食や部活動等の活動を確認しました。同日、全保護者宛てにメールと文書にて該当クラスと部活動の生徒の自宅待機について通知を行うとともに、該当クラスにおきましては連絡をいたしております。

　１月２２日、校内におきまして検査キットを配布いたしております。回収につきましては、旧校舎群におきまして教育委員会事務局と学校で行いました。

　１月２１日から２４日を自宅待機といたしております。

　次に、１月２６日水曜日から実施をいたしました豊郷小学校の自宅待機措置につきまして、ご説明をさせていただきます。

　１月２５日の夜に、児童が陽性であったとの電話連絡が入りました。前日の２４日、当日の２５日の授業を確認しましたところ、２４日に合同の授業を行っており、そのときにマスクを外していた児童が一部いることが判明いたしました。そのため、校医と相談の上、該当学年と学童児童を自宅待機とするとともに、検査対象者には２６日の１７時にキットを配布し、検査を実施いたしております。保護者等への通知につきましては、２５日の夜に全保護者宛てにメールにて、該当学年と学童児童の自宅待機の通知を行い、翌２６日には文書にて再度通知いたしております。該当クラスにおきましては、２５日の夜に電話でも連絡をいたしております。

　また、学童保育利用者の保護者につきましては、同日夜に教育委員会からメール配信をすると同時に、電話でも連絡をいたしております。

　自宅待機期間といたしましては、１月の２５から３０日といたしております。

　次に、２月１１日金曜日から実施をいたしました豊日中学校の学年閉鎖措置につきまして、ご説明をさせていただきます。

　２月１０日、１名の陽性者が判明いたしました。そのため、学校での生活や学習においての活動を確認し、２月１１日金曜日に全保護者宛てにメールと文書にて該当学年の自宅待機措置についての通知を行いました。該当学年におきましても、メールや通知文を発布し、連絡をしております。

　２月１２日、検査キットを配布し、１４日に回収をいたしております。

　当初、２月１１日から２月１５日まで学年閉鎖といたしました。

　次に、２月１５日火曜日からの豊日中学校学校閉鎖についてご説明をさせていただきます。

　２月１４日、３連休明け、各学年に複数名の陽性者が判明し、１３時３０分に一斉下校の対応を行いました。保護者等への通知につきましては、メールや文書で通知を行っております。２月１５日から２０日まで学校閉鎖といたしております。

　次に、２月１７日木曜日から実施をいたしました豊郷小学校の学級閉鎖措置につきまして、ご説明をさせていただきます。

　２月１６日、お昼前に１名が陽性であるとの連絡が学校に入り、午後になり、同クラス３名の児童が発熱し、早退することとなりました。授業内容を確認したところ、ほかのクラスとの交流を行っていなかったということで、校医と相談をした結果、該当クラスと学童利用児童などを検査の対象として、同日の１６日１８時にキットを配布し、検査を実施しております。

　保護者等への通知につきましては、１回目の自宅待機措置同様、同日に全保護者宛てにメールにて該当クラスの学級閉鎖措置についての通知を行い、該当クラスにおきましては、通知文を発布しております。また、学童保育利用者の保護者につきましては教育委員会からメール配信すると同時に、電話でも連絡をいたしております。

　当初、２月１７日から２１日までを学級閉鎖といたしております。

　最後に、２月１８日金曜日から実施をいたしました豊郷小学校の学校閉鎖につきまして、ご説明をさせていただきます。

　２月１７日、ほかの学年におきましても、複数名の感染者や発熱等の風邪症状の児童が確認されたため、校医と相談をした結果、２月１８日から２４日まで、学校閉鎖といたしました。

　保護者等への通知につきましては、先の中学校同様、メールや文書にて通知をいたしました。

　以上が閉鎖措置等を行った経過となっております。

　子どもたちの心身のケアのために行っている対策につきましては、マスク着用の徹底を行ったり、校内放送で全教室の換気を指示するなど、日頃から感染対策の指導を行い、児童が不安にならないように行っております。

　また、日常から教師が子どもの心の変化を的確に把握できるよう、教育委員会から指導を行い、感染者が特定されないように配慮した対応を行っております。

　感染症にかかってしまったお子さんのケアにつきましては、完治後、学校生活において、子ども自身が不安にならないように、また人権的に配慮するよう努めておりますことをご理解ください。

　③につきましては、現在検討を行っております。

　次に、学童保育を本来あるべき姿にについてお答えをさせていただきます。

　①のアンケート結果をどのように受け止めたかにつきましては、各施設により、もともとある敷地面積等が異なるため、本町とほかの市町等、同一視点で比べることは困難だと考えます。

　しかし、これまでもお答えさせていただきましたように、本町の施設面積や１人当たりの面積におきましても、基準以上のため、環境としては早急に改善しなければならないとは考えておりません。

　②につきましては、本町の学童施設におきましても、家庭的な雰囲気の中で事業を行っております。基本的な挨拶はもちろんのこと、手洗いや後片づけ、おやつを食べる、上の児童が下の子の面倒を見るといった家庭的な雰囲気の中で行っております。

　③のプレイルームの設置目的に違反していないかということですが、学童保育の設置基準には違反していないと捉えております。

　④の本町の学童施設につきましては、学校内にあり、連携等を考えると満足されている保護者が多くおられます。

　⑤の次年度、学童に申込みをされた方で却下された方はおられます。しかし、年度途中で退所される場合もございますので、空きができたら入所に向け、声をかけていきたいと思っております。

　次に、豊かな保育のために、人的・物的環境整備をについてお答えをさせていただきます。

　①の日栄のさとのお風呂場改修につきましては、令和４年度当初予算にて設計費を計上いたしております。

　②につきましては、令和元年度２名、２年度１名、３年度３名となっております。

　何人がどのような期間働かれたのかにつきましては把握はしておりませんが、年度途中におきまして退職された場合は、補助金も返還していただいております。

　③の離職状況につきましては、それぞれ個人と家庭の事情に関するものが多く、そういった場合には離職を留めることはできません。ただし、議員がおっしゃられるように、慣れ親しんだ先生に見てもらうことは、園児や保護者の方にとっては安心していただけますので、職員が働きやすい環境改善に向けては、現場の声なども取り入れつつ、引き続き行っていきたいと思っております。

　④の入所不承諾通知は、令和３年度入所希望者に対して、当初１６名の児童の保護者に通知を送っております。内訳といたしましては育児休業延長者は７名、職場での保育所を利用されている方は５名、祖父母が見ているという方は１名、不承諾後に転出された方が１名、保育所との調整により入所できた方が２名となっております。仕事を辞められたという声は聞いておりません。

　⑤の本町の保育士につきましては、行政職員として採用されているため、一般行政職員と同じ給与表を使っております。そのため、ほかの職員との公平性の観点から考えておりません。

　以上です。

企画振興課長　　議長。

河合議長　　清水企画振興課長。

企画振興課長　　それでは、６番高橋議員のＩＴ機器の扱いに困っておられる方々への支援策はについて、お答えをします。

　本町におきましては、総務省の利用者向けデジタル活用支援事業を利用しまして、昨年１１月から１２月にかけて、高齢者向けスマートフォン講習会を実施しました。スマートフォンを持っていない方も対象に含め、電源の入れ方などの初心者向け講座からアプリのインストール方法、マイナンバーカードの申請の仕方などの応用編まで４段階の講座を実施して、延べ３２回、１２８人の方にご参加いただきました。

　受講者の感想では、おおむね好評でしたし、来年度も国の事業がありそうだとの情報がありますので実施を検討していきたいと考えております。

　以上です。

高橋議員　　議長。

河合議長　　高橋議員、再質問をしてください。

高橋議員　　それでは、感染症対策について再質問をさせていただきます。

　時系列で丁寧に答えてくださってありがとうございました。

　私がなぜあえてここに町を挙げての取組をという表現にしたかと言いますと、私も新聞報道等で、また町のホームページで、未満児まで感染が広がっているというのでこれはと思って、ましてや１０代となりますと、小学生、中学生ということになるので、教育委員会にいろいろ問合せをさせていただいたんです。

　その中で一番困ったのが、保護者は学級閉鎖だという通知、電話をもらったとおっしゃるし、ほとんどの人が学級閉鎖だとおっしゃるんですよ。教育委員会に聞きに行くと、違います、自宅待機ですとおっしゃるので、訳が分からなくなって、総務課に問合せをしました。

　そしたら、総務課も自分たちも分からないんですとおっしゃるのでね、本当に、町を挙げてですよ、管理職の方はもうほんまにみんなが寄って、この対応をどうしましょう的なことを取り組んでいないんだなという実感しましたので、あえてこうしています。

　そして、人権に配慮しなければいけないことは重々承知しておりますけれども、結局、検査は学級はみんなしたのかとか、学校全体でしたのかとか聞きたかったんですけれども、一切答えることはできませんということでしたので、今日言っていただけた次第です。

　そのように、国はもうその時点で学級とか１つのフロアとか施設なんかにおきましてはね、全員対象の検査をしなさいと、そういう方針をちゃんと示しているはずなんです。でも、教育委員会の答えはその時点では保健所が逼迫しているから校医に相談して、そして範囲も決めていますということでしたので、それも総務課にちゃんと、そうよね、国が出している指針の通達のものもちゃんといただいて、ややこしいですよね、英語でサージ……。何でしたかね。いまだに覚え切れないんですけれども、感染対策の指針というのを出しています。

　で、いざ、国も検査キットを準備しますとおっしゃっているのに、検査キットが足りないからできないんですということになりましたので、そこで総務課とか町長を含め、関係の方々はこの事態をどうしましょうという論議とかはなさったのかなさらなかったのか、何回ぐらいしたのかというのをお答えください。

　町民にとってはもうこの感染状況ですから、いつ何どき自分が感染するかもしれないというのは、もう覚悟していなければいけない事態ですよね。でも、そのときに病院に行けるのかとか、ちゃんと検査は受けられるのかとか、知りたいんですよね。そういうことを即答できないということが問題ではないかなと思っています。１番目それでした。

　そして、私には、総務課長とか町長に直に電話したよという方もいらっしゃいますけれども、先ほどの事例にはその方の事例は発表がありませんでした。検査を増やせということを言ったとおっしゃっていましたけどね。

　それから今、町民は６５歳以上の方々、もう接種が始まっています。ファイザーにするのか、オミクロンにするのか、とても悩んでいらっしゃるんですよね。そういう情報というのも町民からこういうことで悩んでいるんだとか、そういう心配事を受け付ける窓口が総務課なんでしょうかね。教えてください。実際皆さんの周りにそういう方も出てきているんじゃないかと思います。

　それから、２番目の子どもたち、また親御さんの心身のケアのために取っている対策というのは、マスクとか校内換気とかいう、一般的なことしかありませんでした。もう不安で学校に行けなくなっている子どももいると聞いています。そういう子どもたちにどうやって寄り添っていくのかを教えてください。

　３番目は検討中ということですので、ぜひ前向きにお願いします。

　４番目の交通の手段がない方々、あるいはまだ苦情は聞いてないということなんですけれども、実際に狭い町といえども、雨降野、樋ノ本の方々は、高齢の方が豊栄のさとまで行こうとしますと、やはり、自力ではなかなかなんですよね。すまいるたうんばすもおっしゃいましたけれども、次にいつに来るか分からない、随分、待たなきゃいけないと思うんです。そういうときにデマンド車とペアにしてやるとかいろんな方法が考えられると思うんですけれども、苦情がないからというんじゃなくて、やっぱり前向きにおじいちゃん、おばあちゃんが仕事を休んでくれへんかと、家族によう頼めへん人もいらっしゃると思います。独り住まいの方は本当に困っていらっしゃると思いますので、そういうのは町が率先して取り組んでいただきたいなと思う次第です。

　まず、これについてお答えください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再質問にお答えいたします。

　まず、最初に総務課の役割としまして、新型コロナウイルス感染症対策本部会の事務局を持っております。どんなことをするかと言えば、庁舎内で感染者が出た場合にどう対応するかと、いろんな感染症対策については、いろんな課がいろんな業務を行っておりますので、それの情報共有をするというのが目的となっています。

　一般質問の中で会議を持っていなかったとありますけども、皆さん集まっての会議は持っておりませんが、それぞれＬＩＮＥにてグループがつくってありますので、その中で情報共有を行っているのが実情でございます。

　それは聞き取りに来られたとき、何回も情報共有はしていますよということをお答えさせていただいております。

　以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

　子どもたちの心のケアにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、日頃から教師が子どもの心の変化を的確に把握できるよう、教育委員会から指導を行うとともに、各学校にはスクールカウンセラーが設置されておりますので、そちらの方につないでおります。

　以上です。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

　ワクチンの種類でファイザーとモデルナ、どちらがいいのかというお話がありましたけれども、こちらにつきましては、一般的なことしかお答えはできませんけれども、当課の方に問い合わせていただければ、どちらがいいのかという、どちらがいいというのは基本的にどちらもメッセンジャーＲＮＡワクチンを使用しておりますので、本人の体質であったりとか年齢であったり、副反応というのはそれぞれ違いますし、卑近な例で申し訳ございませんけども、当課の職員、モデルナを２回目を打ちましたけれども、若干の副反応はありましたけども、私が一番副反応がひどくて２日間寝込みましたので、ファイザーがいい、ファイザーを３回目打った職員も２日寝込んだ者もおりますので、それぞれどちらがいいというものではございませんので、３回目を打っていただければ、低下している抗体反応の方が引き上がるということですので、いずれかの方でご相談いただければ、一般的なことならお答えさせていただければというふうに思っております。

　高齢者の方で相談がないのに、なくてもやっていただければということですけれども、先日の全員協議会の方で資料の提示させていただきましたけども、６０歳以上の方に限定しますけども、２回目接種の方、９２.２１％、ほぼほぼ１０人に９人が打たれておりますし、本人、ワクチンそのものを打たないという選択をされている方も当然おられますし、入院して受けなかった方、ご病気でワクチンは主治医に止められて打てない方、それぞれおられますので、現時点で交通の便が悪くて打てないという方については、当課の方でもちょっと把握の方ができておりませんので、もしそういった方がおられましたら、直接、当課の方に問い合わせていただければ、個別に対応できそうな部分に関しては対応の方はさせていただきたいと思いますし、デマンドの方につきましても、休日の運行について、今現在やっていただいているあすなろ福祉会さんの方に、一応、ご相談の方をさせていただければと思いますので、もし、そういうお声を聞いたのであれば、直接、こちらの方に言いづらいという方がおられましたら、議員通じてでも結構ですので、ご相談いただければ、うちの課であれば、うちの課か保健福祉課の方に相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。

　以上です。

河合議長　　再々質問、ありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋議員。

高橋議員　　先ほど、すっと言えなかった、これ、イベントベースドサーベイランス事業というのが国の方針として出たのが、昨年のもう１２月ぐらいだったかと思うんですけれども、本当に陽性患者が発生した時点で、学級全体とか、ひいては学校全体の検査などというのは、今のところ、校医の先生の判断ということになるんですかね。本当、早期発見、早期治療に結びつけるためには、先ほどは何人とか、クラス全体とか、校医の先生が調べなさいと言った方しか受けられなかったのかなどの説明がなかったので、そこら辺も詳しく教えてください。

　そして、１番の総務課が相談窓口云々の話なんですけども、情報共有をしているとおっしゃるのでしたらね、先ほど私が言いました学級閉鎖と聞いている保護者に対して、私は自宅待機と聞いているよと返事するしかなかったんです。でも、保護者の方は自宅待機という表現じゃなかった、クラス全体、学年全体が来たら駄目だということは学級閉鎖と違うのということのね、町民さんの不安に自分自身が答えられないから、４回、５回、総務課、教育委員会に問合せをして、やっと分かったのが、昨年９月に教育長名で学級閉鎖、学年閉鎖、そして学校閉鎖の基準というのがあるのだということを、通知を９月の時点で出しておられたんですよ。

　それならば、共有していらっしゃるのならば、実はこういうのがありましてというのを、共有していたら、町民の問いにすっと答えられたんですけれども、それを教えていただいたのが１週間後ぐらいでしたね、学校教育課の先生が通知を見せてくださって、なるほどと思った次第なんですけれども、総務課はご存じなかったですよね、その時点は。学級閉鎖は聞いていませんとか、すごく、何でこれが情報共有なんだということを今本当に思っています。

　町民の不安に応えるためには、本当にちゃんとしっかりと共有していただきたいと思います。

　それから、心のケアのことなんですけれども、学校に行きづらくなっているという子どもさんも発生しているという状況の通知も学校から出ていましたので、スクールカウンセラーにつないで子どもたちが安定したとか、そういう報告をぜひ聞きたいんですけど、何件ぐらいスクールカウンセラーに結びつけられましたか。お願いします。

　以上です。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再々質問にお答えいたします。

　学校からどういう方が濃厚接触者になりましたという情報は全ていただいております。なので、今おっしゃっているのは、学級閉鎖と自宅待機の違いの基準というのは総務課では把握しておりませんし、自宅待機にしましたという連絡を、後ではもらいましたけども、それを決めるのはちょっと学校ですので、学校の方はそれを全職員じゃないんですけども、本部会員に知らせたときに情報が漏れるのが怖いということで、ある程度の情報しか今出してもらっていないという状況にありますので、全てが全て、総務課に来るいうわけじゃないので、そこだけはちょっとお願いいたします。以上です。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

　先ほど、総務課長がおっしゃってくださったように、通知につきましては、教育長名で各学校、各学校から学校長名で保護者に対して通知しております。したがいまして、その通知に関しまして、総務課等の本庁の方には共有はしておりません。

　また、子どもたちの心のケアのためのスクールカウンセラーへの相談件数につきましては、把握はしておりません。

　以上です。

河合議長　　次、行ってください。

高橋議員　　次に、学童保育についてお聞きします。いますということだけでした、学童保育に入れなかった子どもがいる。残念ですね、本当に。そういう点で再度お聞きします。

　人数を詳しく、にこにこ、ひまわり別でお願いします。何人にアウトの通知を送ったのか。

　そして、面積的には大丈夫なんだとかおっしゃいますけれども、写真に示しましたランチルーム、大きい部屋に、豊郷の場合はですよ、大きい部屋にテーブルがあるぐらいの１人ずつの個別のロッカーもないという大変な状況です。そういう点では、先生方が記録を取っていらっしゃるんですよね。ただ、一定時間、怪我をしないように見守っているだけじゃなくて、保育をなさっているんですよ。その保育をしたら、必ず記録も取らなきゃいけない、コピーもしなければいけないでしょう。そういう先生たちの部屋もないというのは認めてもらいますよね。あって当たり前なんです。

　そして、示していますように、家庭的な雰囲気でのんびりほっこりできる、そういう学童が望まれています。

　写真でご覧いただきますように、畳があったり、しんどいときには体を伸ばしてくつろげる、そういう環境も私たちの町の子どもたちは、残念ですけど、何年たってもこれが実現していません。

　一番左上の写真などは、この子、絵本をここで楽しんでいるんですけれども、こういう環境だって必要だと思うんです。学校のトイレにいちいち行かなきゃいけないんですけれども、下の２枚はただの小学校の敷地の真横にある学童ですけれども、１階にも２階にもちゃんとトイレがあって、手洗い場がきちんとあってというそういう環境です。

　こういう理想の姿に持っていくために、手だてを打とうということをぜひ考えていただきたいんですけれども、再度お聞きします。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員の再質問にお答えをさせさせていただきます。

　まず１点目の入れなかった子どもの人数ですけれども、にこにこクラブにおきましては、却下をした人数が９名です。ひまわりクラブにおきましては、１５名の方に却下通知を送っております。

　また、先ほど、施設内の環境につきまして、ロッカーがないとおっしゃられましたが、うちは個別のロッカーというものは確かにありませんけれども、一人ひとり自分の物をまとめて置くために籠を代用してやっておりますので、ご理解ください。

　以上です。

河合議長　　再々質問はありますか。

高橋議員　　教育次長だけじゃありません、教育長、そして、町長、皆さん、自分たちの身内がどんな学童に通っているか想像してみてください。豊郷のように、次長は洗濯カゴみたいなところに個人の物を入れているのは当たり前だというような表現にしか聞こえないんですけれども、本当に、ロッカーというのはどの学童でもちゃんとあるんですよ。床に、ただ、カゴがダアッとある。今回だったら、もう４０人、５０人分がダアッとあるということを想像しただけでも、異様だと思いませんか。

　そして、答えがないんです。先生たちが実務をする部屋、職員室ですよね。そういうのもあって当たり前なんです。それが隅っこにテーブルがあって、一生懸命整頓されて、先生たちの努力、本当に頭が下がりますけれども、そろえるんじゃなくて、子どもたちの遊ぶスペースと離れたところに職員室がある、じっくりと記録を取れる、そういう環境をつくってあげる、そのことにかじを切ってほしいと、繰り返し繰り返し述べています。

　教育長の前々回の学童に関する私への答えは、空き教室じゃなくて、学校に学童を置くことを国も進めている的な発言がありましたけど、空き教室なら分かります。でも、ランチルームは本来の目的は、あそこで、今は立ち退いてありませんけど、高齢の方と保育園の子とか学校の子とかが一堂に会して食事をする、行事を楽しむというのが本来の目的なんですけれども、今のあの状態だったら、本当できてないと思うんですよね。空き教室じゃない、ランチルームでやるのは無理だということをぜひ認めていただきたいなと思いますけれども、お願いします。

　そして、学童の今後のことも私聞いています。どうして答えていただけないんでしょうか。そういう方々には駄目だったのよ、我慢しなさいとなるんですか。お願いします。

教育長　　議長。

河合議長　　堤教育長。

教育長　　高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

　まず、学童全体でありますけど、あくまで今までご指摘いただいているとおり、学童というのは遊びと生活の場であります。しかし、子どもたちが安心して過ごすためには、やはり指導員さんの目も必要だと思います。そういった方が部屋に籠もって執務されるというのは、僕は本末転倒であると考えております。

　次に、学童保育に申込みをされた方で却下された方ですけれど、年度途中、退所される場合もおられますので、空きができましたら入所に向けて声かけていきたいと思います。

　以上です。

河合議長　　次の質問、行ってください。

高橋議員　　次に、保育環境についてお聞きします。先ほどから話題にしましたけれども、とにかく日栄のさとはむちゃくちゃに複合化を進めた、伊藤町長ではありません、その前の町長時代に本当に狭過ぎるところに３つ押し込まないということで、頑張った者としては２０年たって、子どもたちにこんなしわ寄せが来ているというのは本当に忍びないところです。

　その中で、１のお風呂場の改修で、保育室になるのか何か分かりませんけれども、一定前進したことはうれしく思います。そして、保育士確保のことなんですけれども、民間の保育園に町から補助金を出して、１００万でしたかね、雇っていますけれども、そういう点ではそういう方も、やっぱり町に根づいていただけたら言うことはないと思うんですけれども、把握しておられないという返事だったかと思いますけれども、それは人材派遣的なところから雇うと、保育士さんはお給料はどのくらいいただいてはるんですか。つまり、人材派遣会社がある程度のお金を会社用に取った後にお給料として払うと思うんですけれども、どのぐらい、この民間の利用した方々は、２０万、３０万ってもらっていたらね、これはもう言うことないと思います。その責任があると思うんです、補助金出した責任があると思いますので、どのぐらいかというのをお願いします。

　そして、ぜひ、そういう方々が引き続き、豊郷で働いていただけているかどうかをつかんでください。

　そして、先ほどの学童もそうですけれども、やっぱり保育士さん、学童の先生が集まらないというのは、待遇改善に大きくかじを切らない限り、延々続くと思うんですよ。今回、職員組合の方々が勇気を出して請願を出しておられますけれども、そういう魅力的な、ずうっとこの仕事を一生続けたいという保育士さん、学童の支援員さんを増やすことが先決かと思いますけれども、待遇改善についての町長の見解を求めたいと思います。もちろん、町独自でやるのは難しいというのは分かっていますけれども、町村会通じてとか、県に動いてもらうとか、もっともっとみんなが動かないと、この園は解決していかないと思いますので、ぜひお聞かせください。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、高橋議員さんの再質問にお答えします。

　職員組合があのように出されましたですけれども、保育士であれ、行政職員であれ、豊郷町の職員には変わりません。同じ賃金体系で、それで採っておりますので、保育士さんが低いとかこういうことはありませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

　先ほど、私が把握していないと申しましたのは、何人がどれだけの期間働かれたのかということを把握してないというだけで、何も今回の補助金を使って採用された方が何年働かれたということを把握してないということではございません。

　また、今回のこの補助金につきましては、お給料ではなくて、紹介料の２分の１ということでございます。

　以上です。

河合議長　　再々質問ありますか。

高橋議員　　はい。

河合議長　　高橋議員。

高橋議員　　給料の云々というのは、全国的にいわゆる保育士の、介護、支援員の給料が低いということは認識しておられないんでしょうか、町長は。一般的に１０万円低いと言われています。だから、今、国も基準を僅か本当１桁足りないと言われていますけども、９,０００円とか１万１,０００円ぐらいアップするような提案を示しているじゃないですか。

　そういう点で、介護、また保育士の賃金については、町の場合はそうやって勤務体系のものがあるんですけれども、公の給料が上がるということは、また民間にそれが跳ね返って、全体がボトルアップしていくということになりますので、そういう点での町の保育、また学童保育に関する熱意を示してください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　高橋議員の再々質問にお答えします。

　公務員の保育士さんは僕らと同じ給料表を使っていますので、何ら給料変わらないんです。民間の方は金額が低いというのは聞いております。

　以上です。

河合議長　　これにて、昼食のため、暫時休憩といたします。

　再開は午後１時２０分。

（午後０時１０分　休憩）

（午後１時１８分　再開）

河合議長　　それでは、再開いたします。午前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

　次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員　　議長。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　午後１番ですけど、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、一般質問を行わせていただきます。防犯カメラ設置の計画的な推進はということで、私たちの日々の生活を守る防犯対策の一つとして、夜間や日中の不法侵入、盗難などを監視する防犯カメラは、日常不可欠なものだと思っております。

　そうした中、近年、自治体が公園など公共施設や児童生徒の通学路に防犯カメラ設置運用するケースが増加をしております。本町においては、第５次豊郷町総合計画の防犯対策の充実強化の部分に、犯罪を招きにくい環境整備に努めますという目標を上げているのを踏まえ、そしてまた、安全・安心のまちづくりの観点からも計画的に、そして迅速に設置、促進を図っていく必要があると考えるんですが、明確な答弁をお願いいたします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　西澤議員の防犯カメラ設置の計画的な促進はにお答えいたします。

　防犯カメラ設置については以前から質問をいただいております。防犯カメラについては、個人のプライバシーの保護が非常に難しいのが問題となっておりました。

　秋に行政懇談会でもお問合せがあり、警察に問合せをされたときは、道路に設置するには町民の方々の了解が要ること、犯罪、事故などにしか使用しない表示が要るなど、設置に向けた合意形成ができないため、なかなか進まないのが現状なので、警察本部では自治会であれば総会などで合意形成が図れるため、地域見守りカメラ設置促進事業として、地域に防犯カメラの設置を推奨していましたが、現在はカメラの機能が上がり、マスキング処理ができるようになったので、道路以外の家などの映像が映らなくなる技術ができました。

　県内ではどの自治体もまだ設置をしておりませんが、草津市が設置に向けた取組を来年度から実施するようです。なので、草津市の情報などを収集し、検討していきたいと考えています。

　あと、設置に当たり、やはりプライバシーの問題は避けられませんので、警察との協定を結び、警察の申請によってのみしか提供できないようです。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

西澤博一議員　　はい。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　では、再質問いたします。

　今述べたように、近年、自治体において、公園、公共施設やら児童施設に防犯カメラを設置するのがあります。防犯カメラの設置運用を規定した法律は存在しませんけども、管理方法や自治体の判断になるという事情ですので、そのため、それぞれの自治体の条例等々が各市町、滋賀県も含め、近隣の県においても条例がされているようにあります。

　今、総務課長の述べられた分については、全く、どう言うんかな、何かあったとき困るような感じの答弁にありますように、正直、プラスの面もあります。

　例えば、防犯・防災、交通安全に必要なとか、災害現場の検証とか行方不明者の子どもの家出の捜査に必要な場合とか不法投棄の防止等々が防犯カメラで役立っているのは報道等でよく見かけます。

　今の繰り返しですけど、今の総務課長の答弁の中には、私の言ったことと反対のことはあります。プライバシーも関係してます。これは重々よく分かっております。

　そういう意味で、まず１点目、町としてそういう条例を一緒に考えてもらいたいねんと、自治体の条例として、どんな形の条例がいいのか、それはいろいろと各市町のを参考にしていただいて結構だと思いますけども、まず１点目、条例をしていただきたいと私は思います。

　もう１点ですけども、防犯カメラを設置することによって、通学道路の子どもたちが通学、学校へ行ったり、帰り、通学道路を通ったりとか、また女性や高齢者が１人でも安心して歩けるような形に、歩道に防犯カメラは設置する必要が私はあると思います。

　そういうようなことにおいて、今述べましたように、犯罪の防止とか不法投棄、いろんなものがそのカメラに映るのでありますので、そういうことを考えて、もう一度検討願いたいと思います。

　あと、うちの区も含めてですけれども、防犯カメラの設置を要望しております。今回は出したか出していないか、私も区の役員をしておりますので、防犯カメラの設置を望んでおります。

　何でかというと、去年、うちの字においても、続けて空き家に泥棒が侵入したという例があります。警察に来ていただき、検証していただきましたけども、実際、今のところは誰がやったかいうのは分かりません。それはうちだけの字だけじゃなしに、ほかの字にもそういうことは起こる可能性があります。

　そういう意味で、各字において希望される字があるならば、防犯カメラの助成、町によっては費用は９割助成するとこもあれば、３分の１、３分の２、いろいろな助成方法があると思いますけども、町のことで各字の出入口とかに設置することによって、そこを通過した人間が何か犯罪があるときに、その人が、その方々が映った場合に、犯人であるかそれは分かりませんけども、一応、参考になると思います。

　そういうことも含んだ上で、やはり、もう一度、町として考える必要があるのではないかなと私は思います。

　第５次の総合計画の中でも、一応、目を通しました。その中に地域や関係団体との連携による防犯灯の設置や危険箇所の改善と犯罪を招きにくい環境整備に努めると書いております。

　また、住民同士の見守り活動、パトロール等、地域ぐるみの活動の育成に努めるとともに、こどもの１１０当番の家の設置促進と協力家庭の啓発、情報提供等に努めますというふうに、第５次計画の中で防犯対策の充実強化というのが明記されております。

　そういうのも含めまして、やはり、今の私の言ったような形で取り組むべきではないのかなと私は思います。

　そんなことを含めまして、いろんなことありますけども、さっきちょっと、用があって、豊栄のさとへ行きました。保育園も３か月前かな、防犯カメラがついたのを聞いていますし、小学校、中学校等々はついております。

　しかし、豊栄のさとは何か防犯カメラついてないように私個人は思うたんですけども、これはまた調べていただいたら分かると思いますけども、豊栄のさとにもしなければ、防犯カメラの設置は必要ではないかなと思います。その点、お願いします。

　県におきましても、この間、彦根市に寄せてもらって、防犯の方、また交通安全の課長らとお話をさせていただきました。その中において、やはり、言われたことは、前のとき、私も何回か質問しました。また、同僚議員も防犯カメラについて質疑しました。そこから踏まえたときに、考えたときに、やっぱりどこの市町村もそういうようなものには積極に取り組んでいるようなことをおっしゃったと私は認識をしております。今のそういうことも含めてお願いしたいと。

　そして、また、県におかれましても、やはり県はカメラの運用に関する支援というのも出しておられます。これも町、多分、知っておられると思いますけども、そういうようなことも含めて、どんなふうに対応するのか検討していただきたい。

　まず１点目は、条例化。２点目については、学校や通学路の防犯カメラの設置の重要性、これ大事なことだと思います。将来、子どもたちの何らかの形で、事件、傷害、いろんなことが起こった場合に、防犯カメラがあるということ自体で未然に防げる可能性もありますので、そんなこともあり、必要かなと思います。

　３点目、防犯カメラ、さっきも自治会のことを言いましたけども、やっぱり防犯カメラの設置する自治会の助成を考えていただきたい。それは各自治会に聞いていただき、私とこは防犯カメラの設置をお願いするとこあればよろしい、私とこは結構ですと言われたら結構ですけど、そういうようなことも含めて、やはり、防犯カメラ設置をお願いしたいというのはあります。

　何回も繰り返しですけど、やはり、字の入ってくる、出てくるところによって、車が通ることによって何か事件があったときにそれが参考になるのかなと私は思いますので、保管は大体１４日ぐらいが保管期間というのも聞いておりますので、その点について、もう一度、答弁をお願いいたします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　西澤議員の再質問にお答えします。

　まず、条例なんですけども、防犯対策の条例かと思いますが、これにつきましては、ちょっと近隣の滋賀県内の設置状況を確認してからにさせていただきます。

　次に、各字の防犯カメラにつきましては、滋賀県警察本部生活安全部の生活安全企画課から地域の見守りカメラ設置促進事業ということで、区の総意が取れましたらカメラの貸与があります。滋賀県内の自治会はそれを活用して設置をされております。

　令和３年度ですと、６０の申請があったうち６つの字がそれを付けておられます。

　あと、道路の防犯カメラにつきましては、以前はプライバシーの問題でなかなか付けられなかったので、豊郷駅と豊栄のさとにまずは設置しますということで設置されました。

　今お答えしましたのは、マスキング技術が向上したので、道路からいろんな家が映るのをいろんな家の部分を削除して道路だけ映すということができるようになったので、地方自治体の方でも設置の動きが今進んでいるところです。

　滋賀県では来年度から草津市が設置に向けた取組を始めるので、その情報を収集して、豊郷町でも考えていきたいということでございます。

　以上です。

河合議長　　再々質疑、ありますか。

西澤博一議員　　はい。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　今、縷々総務課長から説明がありましたけども、いろんなしがらみというか、規制があると思うんですけども、それはよく分かっております。それでやはり、うちの町においては、うちの町としてはどのような形がいいのかということを考えていただきたいと思います。

　前にうちの同僚議員が一般質問でされましたその中で、一応、その当時の総務課長、町長の答弁の中でありますけども、本町といたしましては、どのレベルまで設置するかいうところというようなことも書いております。

　また、今後もそういう自主管理規定について、並行して検討してまいりたいというふうに考えていますと、これ、当時の総務課長の答弁です。また、町長におかれましては、条例制定なり、もうちょっと研究させていただきたい、自主管理でできる方法をきちっと検討しながら、前向きに検討させていただきたいという答弁をいただいております。

　それから、約３年ほどたっております。３年たっているということは、それからの３年後の今の時点において、どういうような形で進められておられるのか、もう一度答弁をお願いします。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　西澤議員の再々質問にお答えします。

　私も以前の議員さんの質問、２つあったのを読んでおります。その中で、まず１番にお話ししているのは、先ほど言いました地域見守りカメラなど警察に申請してほしいということを述べられた後に、再質疑とかで町の方向性はという問いに、そのように答えられておられます。

　その間、どういうふうに対応してきたかということですけども、実際に防犯カメラについては行政懇談会で結構上がってきますので、そのときに毎回警察にええ方法がないかということは問い合わせますが、防犯の条例については、検討はしておりません。

　以上です。

河合議長　　次の質問に行ってください。

西澤博一議員　　はい。次の質問に入ります。豊栄のさとへの遊具設置の展望はということで、先の１２月の定例会の一般質問で、豊栄のさとの前に幼児が遊べる遊具を何か１つ、２つ設置してもらえないかなという質問をいたしました。その中にもいろいろ質問させてもらいました。

　そこで、教育長から、もう一度、現場をよく見ながら、どういった設置ができるのか、また地域の方の要望であるようなので考えていきたいという回答がありました。保護者の方々も遊具設置に期待をしておられると思うので、このことから、現状はどのように判断し、どのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　西澤議員の豊栄のさとへの遊具設置の展望はについてお答えをさせていただきます。

　第５次豊郷町総合計画におきまして、子どもが安心して遊べるつくりとして、豊栄さとの公園としての機能強化が上がっております。豊栄のさとができて３０年近くがたち、芝生広場にあります総合遊具は毎年点検はしているものの、議員が言われる幼児が遊べる遊具については十分でないと認識はしております。

　今後の見通しにつきましては、検討委員会を立ち上げて考えていきたいと考えております。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

西澤博一議員　　はい。

河合議長　　西澤博一議員。

西澤博一議員　　今、次長の言葉の中で、前向きに考えていただいて結構なわけですね。速やかに対応していただくようにお願いしたいと思います。

　その中で、この間の１２月の質問の中で、１点、私も同僚議員も質問をされたと思いますけども、この間の東京オリンピックでスケボーかいな、あれが全国的に広がっているというのもお聞きしております。そのようなことを踏まえて、私も字の子どもやら近隣の子どもたちやら、スケボーを持って遊びに行っとると、うちの子どもも含めての話やけども。そのようなことも、一応、どういうような形で進めていくか、どういうふうに考えておられるか、考えておられるんだったら答弁を願いたいと思うんですけど、お願いします。

教育次長　　議長。

河合議長　　馬場貞子教育次長。

教育次長　　西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

　そのことも踏まえまして、検討委員会で協議していきたいと思います。

河合議長　　再々質問ありますか。

西澤博一議員　　結構です。ありがとうございます。

河合議長　　次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　それでは、質問を一問一答でさせていただきます。

　まず、第８期介護保険料事業計画について、町長にお尋ねをいたします。

　安心して、介護保険サービスが受けられるために３点質問いたします。

　１点目、令和３年度介護予防給付費、介護給付費の３月末の実績見込みは何％ですか。

　２点目、介護保険制度が始まって、国から支給された、これちょっと間違えていまして、調整交付金、国の２５％の中の５％枠、それについての割合、年度ごとに明らかにしてください。

　３点目、令和３年度の介護保険認定者の各段階ごとの利用料、要支援から介護５まで、利用料の平均受給率は幾らでしたか、提示をお願いいたします。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村恵美子議員の第８期介護保険事業計画を問うのご質問にお答えします。

　まず、１番目の令和３年度介護予防給付費、介護給付費の３月末の実績見込みにつきましては、標準給付費全体のうち９２.４８％となると見込んでおります。また、計画全体では９２.２７％となると見込んでおります。

　２番目の介護保険制度施行後の調整交付金の交付割合についてお答えをいたします。記録が残っている分となりますが、平成１５年度が７.７４％、平成１６年度が７.８１％、平成１７年度が７.５％、平成１８年度が７.７４％、平成１９年度が７.９１％、平成２０年度が７.８４％、平成２１年度が７.６６％、平成２２年度が７.２６％、平成２３年度が７.１９％、平成２４年度が７.０２％、平成２５年度が６.３６％、平成２６年度が５.８５％、平成２７年度が５.６８％、平成２８年度が５.６４％、平成２９年度が５.１％、平成３０年度が５.５３％、令和元年度が５.４％、令和２年度が５.０４％、令和３年度が４.４９％となっております。

　３番目の令和３年度の要介護認定者の各段階別の平均受給率については、要支援１が２２.３１％、要支援２が３９.２１％、要介護１が７５.８４％、要介護２が８５.２０％、要介護３が８８.８９％、要介護４が９１.２５％、要介護５が７６.５３％となります。なお、令和３年度の平均受給率は各月のサービス利用者数を要介護認定者数で除して、年間平均をしたものとなります。令和３年４月審査分から令和３年１２月審査分の９か月を割り戻して、１２か月を乗じたものとなりますので、よろしくお願いします。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　今の利用料平均受給率は、１２月議会でお聞きしましたときには、まだその資料がありませんということだったので、それはやはり重度の人に対しては、うちは施設入所も多いですから、高いんだなというのが分かりました。

　それと、この調整交付金の問題ですけれども、今回、第８期の調整交付金の３年平均かな、計算の仕方分かんないんですが、どんどんどんどんわが町は減っていくんですけど、でも、所得で見ると、豊郷の６５歳以上の介護保険料で本人住民税非課税というのが６５歳以上の６割強いらっしゃるんですけれども、こういった中で、なぜ国の調整交付金が減ったのか、そのことはどう分析しているのか。

　それと、この介護予防費等介護給付費の見込みですが、標準、月、あれで計算しておられるんですが、私としては給付費だけの見込額かな、標準はほかの経費も入ってくるんですが、総給付費、令和３年度では６億１,０４５万７,０００円という計画数値ですが、標準給付ではなくて、総給付費のところでは金額的にはどういう金額になっていたのか、そのことを説明してください。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村議員の再質問にお答えします。

　調整交付金が減少している原因はということですけども、確かに議員ご指摘のとおり、低所得者の割増し部分と高齢者人口の比率の割増しの部分で調整交付金は計算の方をしておりますので、その分、平成２６年度以降、５％台となっていますのは、いわゆる団塊の世代と呼ばれる方々が６５歳になられたというのに合致しておりますので、日本全体の高齢者の率の中と本町の割合の比率が高かったので、そこからどんどんどんどん調整交付金の交付率が減っているというふうに考えております。

　当然、日本全体と各町ごとの年齢構成も異なりますし、そこら辺で影響が出ているのかなというふうに考えております。

　次の総給付費の金額をということですけれども、計画では６億１,０４５万７,０００円、総給付費となっておりますが、現時点での見込みの総給付費としては５億５,８９２万７,９６９円を見込んでおります。こちらにつきましてはあくまでも見込みですので、今後の給付動向によって多少の増減はするかとは思っておりますが、現時点ではそれを見込んでおります。

　以上です。

今村議員　　はい。

河合議長　　再々質問ですか。

今村議員　　再々質問。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　課長、私は調整交付金の問題は、町にはなく、国の算定替えがいろんな問題で豊郷に不利になっているというふうに感じているんですけれども、うちは施設入所といった、重度化して施設入所の人多いですけれども、その分、高齢者の高齢人口の８０歳以上の方たちの人口、７５歳以上、８０歳、８５歳以上の人口が少ないというのが響いているんじゃないかなと思っていますが、やっぱり、元気で長生きをしてもらうということで、課長はどのような対策をしたらいいと思っているか、最後答えてください。

医療保険課長　　議長。

河合議長　　西山医療保険課長。

医療保険課長　　それでは、今村恵美子議員の再々質問にお答えいたします。

　８５歳以上人口が少ないということで、令和３年度の８５歳以上人口が本町では３３１名ということで、お隣の甲良町で４１９名ということですので、全体としてはうちの方が少ないのかなというのはございます。

　それと併せて、年齢比率の話も出てきますので、たちまち８５歳以上の方の長生きが増えても、６５歳以上の新規の高齢者の方が比率としては当然多くなってきますので、その部分については一定やむを得ないのかなという部分の方がありますし、以前から、長生きをしていただくためにも、今８５歳の方とか８０歳以上の方に長生きをしてもらおうということも、なかなかやはり難しい部分の方がありますので、以前から申し上げておりますとおり、若い頃からご自身の健康課題にも向き合っていただいて、少しでも健康に長生きできるという部分を個人で考えていただくというのが最も大きな部分かなというふうに思っています。

　当然、元気力アップ教室等々の事業の方も進めておりますので、それが結果が出るのは、短期的に結果が出るものではありませんので、長期的に今後も取り組んでまいりたいというふうには考えております。

　以上です。

今村議員　　次、行きます。

河合議長　　次の質問をしてください。

今村議員　　はい。続きまして、改良住宅譲渡事業の促進を求めて、町長に伺います。３点質問いたします。

　１点目、令和３年度末における譲渡件数の実績見込みの説明をしてください。

　２点目、公営住宅等検討委員会の委員構成を、どういう方がなっているのか、明らかにしてください。そして、ここで進めている住宅マスタープランの策定概要と改良住宅譲渡事業の関わりを明らかにしてください。

　３点目、令和３年度の公営住宅家賃決定額について、これ、町営住宅の方ですね、全入居者分の金額、件数の提示を求めます。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　それでは、今村議員の改良住宅譲渡事業の促進をについて、人権政策課からお答えいたします。

　まず、①の令和３年度末における譲渡件数の実績見込みでございますが、４件でございます。

　次に、②の公営住宅等検討委員会の委員構成ですが、学識経験者といたしまして、大学教授１名、有識者といたしまして、弁護士、建築士、不動産鑑定士の３名、関係団体といたしまして、民生委員２名、社協１名の３名、計７名でございます。

　次に、住宅マスタープランの策定概要でございますが、豊郷町公営住宅等検討委員会においては、マスタープランの策定及び公営住宅・改良住宅の在り方について検討することでございます。このことから検討委員会で住宅の今後の供給目標等についても検討し、改良住宅返還後の住宅や生活困窮者の住宅等など、いろいろな譲渡困難者の住宅の今後の方向性についても検討していく予定でございます。

　次に、③の令和３年度公営住宅家賃の決定額について、全入居者分の金額と件数ですが、年間家賃調定額が２,４４８万４,８００円でございます。１０８件でございます。

　以上です。

今村議員　　個別に言うてと言うたけど。

河合議長　　課長、個別に言ったら百何件も、予算決算に資料が出せるんなら出してください。それでいいですか。

今村議員　　私は個別に求めました。

河合議長　　百何件もこんなもん。

今村議員　　再質問。

河合議長　　どうぞ。考えいや、ちょっと。

今村議員　　住宅家賃は年間毎年４月の時点で決定額が出るんですね、公営住宅の。だから、課長は９,０００から一番高いとこで７万か８万かおっしゃっていましたよね。やっぱり、その世帯所得に応じて出るわけですよ。それは個人情報じゃありませんよ。ちゃんとどんだけの家賃を支払っているのか、公営住宅法にはそういうふうに書かれていますから、ちゃんと報告してください。

　それと、改良住宅の譲渡の問題ですけれども、今年４件と言いましたが、私の知っている限りでは、中で、片側譲渡、壁１枚で分離できない譲渡の方が２件ございました、譲渡を受けて、もう買い取った方が。改良住宅譲渡契約に係る経費費用というのを町が譲渡を受けたい方にお渡ししまして、そこで支払い方法とか物件補償金４５万、分離補償金５０万、こういうのも契約後にお支払いしますと。鑑定をした中で譲渡金額も決定いたしますということで、もうほとんど古くなったか、家の価値はないし、土地代の中で精算をするという形だったんですが、これを受けて、私、令和４年度の予算の中で、歳入で不動産売払い土地、土地の代金８３万１,０００円、建物代金２０万７,０００円とあるんですが、これは改良住宅譲渡に関わる不動産売却、歳入予算ですけれども、一方、歳出予算におきましては、改良住宅分離工事費１,１５８万３,０００円、物件補償費５１５万というふうになっているんですが、これは予算があって、歳出があるわけですが、この件数というのは、一体、不動産売払い、令和４年度で残っているのが８０件ちょっとあるんです、今のところ、４件しか譲渡成立してないということは。これはどんだけのやる予定ですか。それを聞かせてください。内訳を聞かせてください。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　今村議員の再質問にお答えいたします。

　内訳といたしまして、団地別で、大溝団地２３件２７０万８,４００円、佃団地１０件１０９万８００円、宮ノ西団地１８件２９７万７,２００円、上枝団地２０件５７０万４,８００円、ジョイ椿原１９件５４４万９,２００円、レイク１８件６５５万４,４００円でございます。

　それと、令和４年度、予算の細目でございますが、長池団地５件と高野瀬団地１件を見込んでおります。

　分離不可が４件と分離可能が３件でございます。

今村議員　　はい。

河合議長　　再々質問。はい。

今村議員　　再々。

河合議長　　はい。

今村議員　　住宅家賃はよっぽど言いたくないんやろうけど、昔、情報公開請求もしたことはあるんですけど、委員会までには全部出してください。お願いします。

　この改良住宅譲渡問題では、私は、今回契約して買い取った方の話を聞きましたら、譲渡前修繕はしないと言われて、でも、それで結構ですということで、片側譲渡を受けて町と契約をして、お金も譲渡代金払って、あと、関係する所有権移転必要経費とかも払って、譲渡を受けはって、町としては補助金が９５万あるから、若干の差異があるけど、でも、それは片側譲渡の人です。

　でも、ほぼ今おっしゃった中で、この公営住宅の改良住宅の分離工事費というのが１,１５８万３,０００円、これは分離するということは分離できるとこがあるわけですよね。そこに一体幾らかけているのか、お金を。どんだけのお金を、今長池５件、それから高野瀬３件と言いましたが、そのうち分離するための改良住宅の譲渡のための工事費は幾らかと、最後にこれを聞いておきます。

人権政策課長　　議長。

河合議長　　西山人権政策課長。

人権政策課長　　今村議員の再々質問にお答えいたします。

　分離工事費については、約３１５万円でございます。

　以上です。

今村議員　　はい。

河合議長　　次の質問、どうぞ。

今村議員　　次の質問行きます。

　続きまして、これは町代執行の早期解決を求めまして、町長にお尋ねいたします。

　平成３０年度、三ツ池区内で火災による焼失した危険家屋を町が７５万６,０００円の公金で解体し、ブルーシートで覆い、その後、そのままの状態になっているんですが、近隣住民の衛生対策や迷惑防止を目的に町は代執行を行いましたが、いまだに現状が変わらず放置をされています。ブルーシートはもうぼろぼろに破れていまして、夏場は草がぼうぼうと生えてきます。早期解決を図るべきだと思いますが、町の説明を求めます。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　今村議員のご質問にお答えさせていただきます。

　町代執行の早期解決について問うということで、平成３０年５月３１日未明に火災の方が発生し、持ち主が解体等の適切な処置をしなかったために、近隣住民への被害防止の観点からやむなく町が取り壊しを決め、平成３０年１２月末に取り壊しを行い、雨風等により残がいが周辺に飛び散らないようにビニールシートで覆いました。以後、持ち主のところを何回も訪問し、費用の支払いを求めてまいりましたが、保険金の支払いもなく支払えないということで今日に至っております。

　役場といたしましても、このままの状態ではいけないということで、公売に向けた取組を続けまして、１月広報にもありましたとおり、２月に公売を実施いたしました。公売の詳細につきましては、税務課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今村議員のご質問にお答えいたします。

　税務課といたしましては、公売についてお答えさせていただきます。その該当物件につきましては、国税徴収法第９５条及び第９９条の規定に基づき、２月８日に公売を実施いたしました。しかし、残念ながら、入札を希望される方はおられませんでした。現在、再公売の実施に向けての検討中でございます。

　以上です。

今村議員　　はい。

河合議長　　再質問、どうぞ。

今村議員　　これは町の不良債権化した１つの問題なんですが、その付近の環境は非常に分譲地の中に異様にそれがあるもんですから、近隣の方からいろいろ苦情は受けるんです。そういうので、支払い能力がないということで公売にかけたというのは理解できるんですが、公売にかけても応募がないというのは何ですか、原因は。高過ぎるんですか。それとも、安くできない理由とか、そういうとこ、近隣で誰か買ってくれそうな人がいないとか、どういう理由でこの公売が不調に終わって、今後、この公売の金額想定では何を回収しようとしたんですか。説明してください。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　なぜ、今回、この公売の入札がなかったのかのご質問ですけれども、それについては不明でございます。ただ、住民生活課に確認しましたところ、住宅火災ごみは業者に依頼すると産業廃棄物に当たるとして、個人での産業廃棄物の処理が困難であることから、価格が合わず、今回見送られたんではと推察いたします。

　それとあと、回収の話でしたっけ。税務課としては税でございます。

　以上です。

河合議長　　再々質問ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　再々質問としては、やはりこれは早期に解消をしていただきたいと思うんですが、これを放置したままだったらこういう物件も増えていきますので、それについてどう考えていくのか。

税務課長　　議長。

河合議長　　山口税務課長。

税務課長　　今回の入札不調を受けまして、問題となっている廃材処分の方法や見積り価格の見直しを協議しながら、年度をまたぐと思いますけれども、次回の入札に期待するものでございます。

　以上です。

今村議員　　次、行きます。

河合議長　　次、行ってください。

今村議員　　続きまして、各自治区の除雪等災害対策の強化をということで、町長にお尋ねいたします。

　大雪の問題は同僚議員の方からも出ていましたし、そういう町として、問題は町道、児童通学路、歩道などの道の幅に応じた除雪対策をどう進めるのか、具体的な実施計画をどう考えているのか、町と土木業者、各自治区、シルバー人材センター、各公共施設管理者、ボランティアなど、役割分担をつくるべきではないでしょうか。今後、自然災害や原発事故などから町民の生命と財産を守るために、ぜひとも取り組んでいただきたいので答弁を求めます。

地域整備課長　　議長。

河合議長　　岡村地域整備課長。

地域整備課長　　今村議員の各自治区の除雪等災害対策の強化をについてご説明申し上げます。

　当町の除雪につきましては、国道、県道につきましてはその管理者が、町道につきましては建設工業部会に委託をして、字と字をつなぐ道や国道、県道につながる幹線道路を実施しており、字内については各字にお願いをしております。

　また、各公共施設につきましては、当該施設管理者にお願いをしているところでございます。

　例年の２０センチ以下の降雪であれば、この体制でも問題はないと思っておりますが、昨年末のような記録的な大雪となると、なかなか難しいものがあります。今回の大雪はたまたま年末でしたけれども、平日であった場合は大変なことになっていたと思っております。

　湖東土木事務所管内で雪寒対策緊急連絡会議が開催され、各市町の取組や問題があった点の情報共有を行いましたが、どの市町もたくさんの課題があり、今後は除雪だけではなく、様々な災害に向けての体制づくりについて、関係機関と協議をして検討していくことが必要であると考えております。

　現時点ではどうすればというような案はございませんが、今後、検討課題として考えていきたいと思っております。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

今村議員　　はい、再質問。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　縷々同僚議員の方からいろいろ出ていますけど、私も思いますのは、道路に関して言えば、町道は町が設置管理者。だけど、各字ですごく町道の幅とか長さとかすごく同和対策事業に関連した地域は幅も広きゃ、長さも長い。里道でも字管理でできる里道とできない里道、また学童道は一応教育委員会は通学路に保険を掛けていますけど、やっぱり何かの事故があった場合には教育委員会、町の設置管理者のそういう責任が問われてくるのは当然だと思うんです。

　そういったことを雪だけじゃなく未然にいろんな風水がいっぱいありますし、地震もあります、いろんなことがあります。だから、そのために危機管理マニュアルって必要だと思うんですよ。そこら辺も、教育委員会はこの本庁に入りましたから、大雪で子育て支援センターの駐車場は誰も開けないと、あっちに入れなかったとかいろんなこともありますので、やはりそういうことをいち早く事前にやっぱし体制をつくるのが町の仕事だと思うので、これはもう担当課、町長部局、それぞれみんな考えてしていただきたいんですが、これについては、町長、教育長の見解をお願いします。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　今村議員さんの再質問にお答えします。

　４０センチ以上降ると、どうにも動きません。何でやいうたら、先日、全協で、今度８号線バイパスの道路には、普通の８号線でもあのような雪になったら動かんようになったのは除雪帯がないから。そういうことで、今回のバイパスには除雪帯が設置されております。町道なり県道なり、国道におきましても、そういう除雪帯がないと、あんだけ４０センチから降ると、どうにも動けないというのがこれもう実情でありまして、だから、１市４町でもあれくらい降ると、対策が、どういうふうにやっていったらいいんか分からないというのが実情で、今後検討していこうということになったのであります。よろしくお願いします。

河合議長　　再々質問ありますか。

今村議員　　教育長は。

河合議長　　堤教育長。

教育長　　今村議員さんの再質問にお答えいたします。

　学校、教育委員会といたしましては、通学路は基本やっぱり教育委員会の管理下であるということは当然のことですけど、通学路に関しましては、子どもの安全のために、ＰＴＡ、あるいはボランティアの方の協力をいただきながら、子どもの安全確保に努めていきたいと思っております。

　以上です。

河合議長　　再々質問ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　雪害だけでは問題は済まないと思うんですね。そういう災害被害に対しても、過去においてもそういう見舞金的な制度もやっている自治体もあるとかいう、リフォーム以外にもできるんじゃないかというのも提案したこともありましたけれども、この時代ですから、何かすごく地球温暖化の関係で自然災害も非常に増えているという印象がものすごく強いんですけれども、やっぱりそういう面で、私が申し上げたのは、町内のそういう対策ができるところの連携を町はどうやってリーダーシップを図って、事前にそういうのがスムーズに進行できるようにして、そういったシステムをつくるのかというのが非常に大事だと思うんです。

　後々では、起こった後にどうするかではいけないと思うんです。そういったところで、各字の問題もありますし、いろんな町の関係の施設の問題もありますし、やっぱし、子どもたちの安全確保や仕事も行かんなりませんし、いろんな問題があるんですが、そういったことで機能的に対応できるような組織づくりで、今後どういうのが町には必要だと考えているのか、そういう方針で何か考えていることがあれば、最後に聞かせてもらいます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の再々質問にお答えします。

　１２月２７、２８は、役場の総務課なんですけど、１名残して全員が除雪に出ております。まず、役場の駐車場へ行って、隣保館行って、旧校舎を空けて、旧校舎も全ては空け切れませんでした。その後、愛里保育園へ行って、その後、幼稚園か行って、中学校に行ったんですけど、中学校も全て２日間は全部回ったんですけど、空け切れない状況でした。

　その後、通学路も空けたってくれという住民さんから電話がありまして、それはちょっとできませんってお答えした中で、ちょっと八町の方からなんですけど、ボランティアでみんな集まって、除雪したいから豊栄のさとの除雪機を貸してほしい連絡がありましたので、豊栄のさとに連絡して、貸してもらえるようにお願いした次第でございます。

　なので、体制づくりも大切なんですけれども、自らこの地域でも集まって、こういう中、ボランティアみたいのが築き上げてもらえると助かると思います。

　以上です。

河合議長　　次の質問に行ってください。

今村議員　　続きまして、町可燃ごみ、不燃ごみの減量化を実現する積極的な取組を求める立場で町長に伺います。

　豊郷町はいち早く生ごみ分別回収を実施しました。これは全町で拡大をすれば可燃ごみの減量や処理負担金の削減は可能です。また、不燃ごみの削減にはごみの多分別回収を進め、再利用、リサイクルなどを増やし、不燃ごみ処分を減らすことが求められています。

　そのためには豊郷町版エコドームの施設を今現在ある高野瀬地先にある旧水耕栽培施設を利活用すれば、費用も節約できます。いつでも町民が持ち込める、こういった体制をつくり、ごみ問題の啓発や高齢者雇用もできると思いますが、町の見解を求めます。

住民生活課長　　議長。

河合議長　　長谷川住民生活課長。

住民生活課長　　今村議員のご質問にお答えさせていただきます。

　町可燃ごみ、不燃ごみの減量化を図る積極的な取組をということでございますけども、ごみの減量化につきましては、生ごみ堆肥化事業の推進拡大を図るとともに、廃棄物減量等推進協議会で分別、減量について、協議を重ね、さらなる減量の方向性を探っていきたいと考えております。

　新ごみ処理場施設の稼働までは、現在あるリバースセンターや小八木中継基地で処理の方をいたしますので、現状では考えてはおりません。

　以上です。

河合議長　　再質問ありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　これはうちの減量目標、私、パブリックコメントにも出しましたけれども、この広域組合の減量目標は低過ぎるんです。だから、これを豊郷町では引き上げていくと。そういうことで町の負担金も減るんです。そういう観点で豊郷町のごみをいかに減量するか、このことが今一番大事なことなんですよね。

　百四十何トンとか、１５％で、災害ごみを入れなかったら１３０トンだって、町長、さっきおっしゃいましたけど、そのぐらいの時点の目標値の低い話じゃなくて、よくご存じの四国の徳島、上勝町というところはゼロウエストの活動をずっと続けてきて、あそこでももうゼロウエストのセンターもつくって、これは世界的にものすごく評価が高くって、エコツーリズムって、外人がわざわざ観光で来て、そこで１泊して帰ると、宿泊施設もあるんでね。そういうことにもなっているところです。

　上勝町がなぜこのようにごみを減らすことをやらなきゃいけなかったのかという原点は、要は、焼却施設の施設経費が払えないと。そういう中でいかに軽減して町民負担を減らすかというのが原点だったわけですよ。ここではごみの約８割は分別資源化をしているんです。最終処分だけ委託料を払って委託して処分をしてもらっていると。

　でも、豊郷におきましても、さっき町長がおっしゃったけれども、リバースセンターで可燃ごみは引き受けてもらっています。あそこももう将来のない施設なんですよね。要は、ＲＤＦをつくって、中間処理施設みたいな形ですが、もう受入れ先がないんです。だから、今回のプラスチックは分別資源化をするという１市４町の合意ができたということもありますし、そういう中で豊郷町でも減量を促進しなきゃいけないと思います。

　うちは生ごみを堆肥化に協力してくれはる方が、今、約４００世帯いらっしゃるわけですよ。それ、当然、可燃ごみは減らせます。担当課は粗大ごみでも、この前の三ツ池区でも２日間にわたって、金属ごみ、粗大ごみ、プラスチック、木工、小型家電とかいろんなのを分けて、本当に課長も、その日の、ここの就業前に来て見回りもして一生懸命言うてくれたって役員さんも言うてましたし、そういう面ではそういうことを町が積極的に、このエコドームというのは、みんながそれぞれが自分都合のいい時間に持ってこれる施設なんです。

　各字の役員さん、昼夜を問わず監視をするとかそんなこともしなくて済むわけですよ。そういうことを豊郷が積極的に広域でも先行的にそういうリーダーシップを発揮すれば、私は郡部はそういうことにすごく前向きな、４町はほかの町も前向きだと思うんです。

　だから、そういうことを発信しなきゃいけないと。これはなぜかと言えば、町財政を圧迫するからです。今は課長が説明していましたが、基本的には施設だけで２００億円、あとの造成、盛土、いろんなことは別会計、また、それに上乗せしていくと。それで、アクセス道路も４０億ぐらいかかるんじゃないかって、見積りもある。こんな話で今進もうとしているのが今の実態ですけれども、豊郷がいかに減らすかということは、令和１１年度稼働ですか、それまでにそういう目安をつくって頑張っているということがほかの１市３町にも広がっていくと思うんです。

　そういう積極的な姿勢をぜひ持っていただきたいと思うんですけれども、再度行いますが、減量計画は豊郷町の広域の目標、３０％少なくても上げなあかんと私は思うんですが、どう思っておられますか。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　それでは、今村議員の再質問にお答えします。

　１市４町で１５％の削減ということで、１つはその目標を決めるという、要するに、それに向かってやっていくというのがまず１つでありますけれども、議員おっしゃったように、さらなる削減を我々はやっていかなければならないと思います。

　ただ、毎日、大きく３０％、４０％というような形やった場合、実際、達成できなかったというときのごみはどうするかという、そういうこともありますので、そこらはやはりいろいろコンサルの話もありますやろうで、いろんな状況の中で１５％削減という形になった。これには災害ごみも含めてくると、そういう形になってきますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

　豊郷町の場合は、議員おっしゃったように、できるだけ１５％以上削減出きるよう、これからもいろいろな形で検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

河合議長　　再々質問ありますか。

今村議員　　再々質問。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　町長はすごく、広域管理者会の一員だから、連携を取らなくちゃというふうにお思いかもしれないけど、私どもはやはり住民の声を行政に届けなきゃいけないという立場からすると、この後年度負担が非常に２４時間稼働の広域処分場は高いんですよね。だから、前回のときには一日中稼働しなくて、減量を、早くから計画して減らして、そういう事例も説明しましたけど、豊郷町でもともとごみ処理というのはもともとリバースセンターは、豊郷、最初から入っているわけじゃなかったんですね。ずっとごみだけお願いしてたとこで、湖東広域であそこをつくったという経緯がありますよね。

　だから、そういう中で燃えるごみと不燃ごみは、ずっと豊郷はその間ねじれてきたような経緯もありますが、今後はやはり本来廃棄物処理法はその自治体で出たごみはその自治体でごみを処分する方法を考えなさいという形の条項もあるんですが、一定、処理を減らすための自治体での減量化というのが、これからの地球温暖化の削減目標、国やら県やらの目標は非常に数値が高いですよね。

　それを産業界側にいろんなこともお願いしながら、自治体として公共部門でできることも同じように進めていかなくてはいけないと思うんです。これから、人口動態でいくと、もう人口はこれ以上増えないわけですよ。形態がちょっと減るか減るような感じですよね、今の話から、研究所の話では。

　そういう中で、負担だけが後年度負担が大きいような、そういうごみ処理施設の建設を進めるということは、非常にこれは将来に向かって、自治体住民に対しては禍根を残す問題だと思うんです。

　そのことを踏まえて、豊郷が先進的に豊郷版のエコドームをつくれば、それは県下の大きな目標になるんですよ。もう既につくって困っているという施設結構ありますよね。

　だけど、こういうことで減らしていけば、ランニングコストも減らせるし、最終的にはごみ、住民負担は減るんですよというね、そういうことをぜひ私は豊郷にリーダーシップを持って、担当課の課長も一生懸命やっていただいていますけど、もっと自信を持って、この幹事会の中でも発言してほしいなと思うんですけれども、最後に減量化で、豊郷が果たすべき役割について、どのように思っておられるのか答弁を求めます。

伊藤町長　　議長。

河合議長　　伊藤町長。

伊藤町長　　再々質問にお答えいたします。

　先ほども申しましたように、やはり、今１台、先日の臨時会でも承認していただきまして、また、その後の１台も大分、年季も来ておりますので、そのときには、若干、容量が大きいのを購入して拡大もしていきたいという、担当課の方は計画も持っておりますので、そういった形の中で、ぜひとも拡大して、できるだけ住民負担の少ない方法で我々はやってまいりたいと思いますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今村議員　　次、行きます。

河合議長　　次の質問してください。

今村議員　　続きまして、町民の命と暮らしを守るコロナ対策強化を求めて、町長にお尋ねいたします。

　新型コロナ、オミクロン株が急拡大しています。昨年の第５波は県下１９市町の中で豊郷町の人口当たりの感染者数はトップクラスで多かったです。

　現在の第６波はどういう状況ですか。説明を求めます。

　今回のオミクロン株の特徴は、空気感染で感染力が非常に高いことです。町内では、役場、小中学校、保育園、学童施設、また病院クラスターなど発生し、学業や就労、営業、通院など多大な支障が出ています。

　町はこれまで、県、保健所の指示待ちで対応してきましたが、町独自の感染拡大防止対策として検査キットの確保、ＰＣＲ検査、抗原検査のこういった定期的な検査をして、早期に発見、隔離、早期治療へとつなぐべきだと思います。

　また、自宅待機の世帯、こういった方々に対して、国の新コロナ対策にもそういうのも項目ありますが、取りあえずは町独自でも必要な食料支援、高齢者なんかはもう高熱が出るともう動けないんですよね。そういったところの食料支援や休業補償、子育て世代なんかの休業補償をやっている自治体も滋賀県でも出てきましたが、こういったことも町独自でできる施策として考えるべきじゃないかと思いますが、見解を求めます。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の町民の命と暮らしを守るコロナ対策強化にお答えします。

　どの市町も感染者数が多いですが、第６波では６町の中では２番目に多い感染率となります。先週は甲良町、多賀町でも感染者が多く、どの市町が多いとかは関係なく、感染率が高いのが特徴です。

　オミクロン株は感染されてから発症までが早く、濃厚接触者の待機期間も１４日間から１０日間、１０日間から７日間へと変更されています。

　今回、役場での感染者が発生しましたが、濃厚接触者の待機期間が７日間と短縮されたことに伴い、閉鎖したのは２日で済みました。

　先ほども述べましたが、滋賀県では薬局での検査や無料検査所など、検査の拡充をしております。また、近隣の市町を確認しましたが、独自の検査の拡充はございませんでした。キット不足が要因だと考えております。

　また、保健所の仕事が逼迫しているため、滋賀県の要請により、保健師の派遣を行っております。また、町ではどの方が感染者か分からない状況ですが、保健所から自宅待機者への食料支援の要請があり行っています。

　あと、感染症対策の物資が不足しているため、要望のあったパストラールに２月１６日にＮ９５マスクを３００枚、豊郷病院に２月２５日にフェースシールド１,０００枚を付与しております。

　以上です。

河合議長　　再質問はありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　町独自の対策強化というのは、もう豊郷も感染者がかなり出て、自宅待機やらホテル待機やら、病院も行った人もいますよね。だけど、問題は自宅待機なんですよ。食料支援と言っていますけれども、本当に町の保健師さんがそれぞれの家庭訪問をして困っていることはとかね、やっぱりきめ細やかな対応をしないと、子どもさんにしても学童も行けなくなったら、家で放置された状態とか、親御さんにしても高熱で家事ができないとか、いろんな状況があるんですが、こういったところにフォローして手だてを考えるのが町行政の私は、７,０００人規模の小規模自治体だからこそきめ細やかにできると思うんです。

　そういったことに、これ、どっかで終わりゃいいけど、また、新しいのが出てきて、そういうのが続いていくようになって、そういう問題含めて町の対策がほとんど私には見えてこないんですが、今回の６波を経験されて何が今町に必要だと考えているんですか。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の再質問にお答えします。

　学校の場合ですと、保護者の方が子どもがかかったから、私がかかったからといって、本人から連絡がありますので、誰がというのが分かりますが、役場の職員も職員から、課長からこの方がかかったという連絡があるので、誰がかかったいうのは把握できます。

　しかし、住民の方の感染については県から毎日メールが届いてきまして、件数だけは分かるんですけども、年しか書いてないので、誰が、どこの方が感染されているのかいうのが分かりませんので、実際のところ、自宅訪問とかはできないのではないかと考えております。

　以上です。

河合議長　　再々質問はありますか。

今村議員　　はい。

河合議長　　今村議員。

今村議員　　自宅訪問というのは、感染が確定した人の家庭訪問とか、学校で学校現場は陽性者の個人の情報も知っているわけですよ。総務課が知らないというのもどうかしていると思うんです。

　それと、家族内感染で一番被害を被っているのが今全国的に高齢者ですよ。自宅待機になってしまって、病院に入院するほど、中程度で亡くなる人がいっぱい出ているわけです。

　そういったことをもっと町民の生活と命を大事にする町政を私は豊郷でもっとつくっていかなくては、住民の皆さんの願いに応えられないと思うんです。その点については、従来どおりの答弁しかしないんですが、この点について町としては、今の状態で町の対応で十分だと考えているのか、それだけ聞かせてください。

総務課長　　議長。

河合議長　　山田総務課長。

総務課長　　今村議員の再々質問にお答えします。

　先ほど、学校の方から学年とか教えてもらえるのは、どこの家庭がかかっているかいうのが、皆さんにばれないようにというか、そのために私たちにも学年とかは教えてもらえないということなんですけども、仮に家庭訪問を行ったときに、よその人から見ると、その家、かかっているんやとかいうふうに特定されるのもちょっと怖いので、今のところ考えていないということでございます。

河合議長　　以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

　本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

（午後２時３４分　散会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和４年３月７日

　　　　豊郷町議会議長

　　　　議　　　　　員

　　　　議　　　　　員